

昭和五十八年大蔵省令第四十号

貸金業法施行規則

貸金業の規制等に関する法律及び貸金業の規制等に関する法律施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、貸金業の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

(同一の会社等の集団に属する会社等への貸付け及び経営を共同で支配する会社等への貸付け)

第一条 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号。以下「令」という。）第二条の第六号に規定する他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものは、同号口及びハに掲げる他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の総株主又は総出資者の同意に基づくものとする。

2 令第一条の二第六号イに規定する内閣府令で定めるものは、会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）である場合においては、その総組合員又は総構成員が法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。）であるものに限る。）とする。

3 前項の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この条において同じ。）。

- 一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等（会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
- イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

- イ 他の会社等の議決権の総数に対する次に掲げる議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己の役員（会社法施行規則（平成十八年法律省令第十二号）第二条第三項第三号に規定する役員をいう。）
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1) から (3) までに掲げる者であつた者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）

の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

4 会社等及びその若しくは二以上の子会社等又は当該会社等の若しくは二以上の子会社等が財務及び事業の方針の決定を支配している他の会社等は、前二項の適用については、当該会社等の子会社等とみなす。

5 令第一条の二第六号口及びハに規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

（電磁的記録）

第一条の二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二条第十一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。

（電磁的方法）

第一条の二の二 法第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合
- 次に掲げる方法
  - イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法
  - ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法
- 二 前号に掲げる場合以外の場合
  - 次に掲げる方法
    - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
    - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する

電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 前項第一号に定める方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合に限る。）にあつては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を画面その他の適切な方法により通知するものであること。

二 前項第二号に定める方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子計算機に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により画面を作成できるものであること。

三 前項第二号イに掲げる方法のうち受信者の電子計算機として携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、送信した日又は閲覧に供した日から三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。

第一項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第一条の二の三 法第十四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 極度方式基本契約
- 二 手形（融通手形を除く。）の割引を内容とする契約
- 三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第

一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。をいう。以下この条において同じ。に。が顧客から保護預りをして有価証券が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第六十五条第一号イからチまでに掲げるいずれかの有価証券(同法第二条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含み、当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該貸付けの時に於ける当該有価証券の時価の範囲内であるもの(同号に規定するものを除く。)に係る契約

四 金融商品取引業者が顧客から保護預りをして有価証券が投資信託の受益証券のうち金融商品取引業等に関する内閣府令第六十五条第二号イからハまでに掲げるいずれかの有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含み、当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該有価証券に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付け(同号に規定するものを除く。)に係る契約

五 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約

第一条の二の四 貸金業者が特定非営利金融法人である場合に於ては、法第二条第十四項に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約とする。

2 前項の「特定非営利金融法人」とは、法第二十四条の六の二の規定により第二十六条の二十五の第二第三項第一号に掲げる場合に該当する旨の届出を行った貸金業者(当該届出の日以後同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた者を除く。)をいう。

3 第一項の「特定貸付契約」とは、特定非営利活動貸付又は生活困窮者支援貸付に係る契約をいう。

4 前項の「特定非営利活動貸付」とは、特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成十年

法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)として行われる貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当して行われるものをいう。

一 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方とならうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務(保証債務を除く。以下この項において同じ)の総額その他当該者(事業を営む者に限る。)の財務の状況を把握すること。

二 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあつては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人(次号において単に「保証人」という。)とならうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。

三 返済期間を通じて、当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人に係る返済能力に関する事項の調査として、当該相手方及び保証人が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該相手方(事業を営む者に限る。)の財務の状況を定期的把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと。

四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息(みなし利息(法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。))を含む。次項第四号及び第五号の六第一項において同じ。)の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付に係る契約である場合に於ては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存すること。

5 第三項の「生活困窮者支援貸付」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当するものをいう。

一 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方とならうとする者が既に負担している債務を可能な限り整理し、かつ、当該貸付けに係る契約の相手方とならうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握(以下この項において「アセスメント」という。)を、借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者により行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置を講ずること。

二 当該貸付けに係る保証契約を締結する場合にあつては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人(次号において単に「保証人」という。)とならうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。

三 返済期間を通じて、第一号の生活再建のための計画の進捗状況並びに当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額(保証人にあつては、貸金業者に対して負担する債務の総額に限る。)を定期的把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと。

四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

五 当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付に係る契約である場合に於ては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終

の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存すること。

6 前項の「生活困窮者」とは、収入をもつて最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人(これらの費用に充てるべき資産を有しない者に限る。)をいう。

(定義)

第一条の三 この府令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(貸金業法施行令に係る電磁的方法)

第一条の四 令第三条の二の五から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一条の二の第二項第二号に定める方法のうち貸金業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

(登録の申請)

第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書(次項及び第四条第四項第二号において「登録申請書」という。)に、法第四条第二項の規定による添付書類(次項において「添付書類」という。))一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於ては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

2 法第三条第一項の規定による都道府県知事の登録を受けようとする者は、登録申請書に、当該都道府県知事が定める部数の当該登録申請書の副本及び添付書類を添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項に規定する「営業所又は事務所」とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務(法第二条第一項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう。以下同じ)の全部又は一部を継続して営む施設又は設備(自動契約受付機、現金自動設備(現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下同

法第三条第一項の規定による都道府県知事の登録を受けようとする者は、登録申請書に、当該都道府県知事が定める部数の当該登録申請書の副本及び添付書類を添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項に規定する「営業所又は事務所」とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務(法第二条第一項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう。以下同じ)の全部又は一部を継続して営む施設又は設備(自動契約受付機、現金自動設備(現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下同

じ。)及び代理店を含む。)をいう。ただし、現金自動設備にあつては、営業所等(現金自動設備を除く。)の同一敷地内(隣接地を含む。)に設置されたものを除く。

4 前項に規定する「代理店」とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫の営業所又は事務所(現金自動設備に限る。)を除く。)をいう。

5 第一項に規定する「主たる営業所等」とは、法人にあつては登記簿上の本店又は事務所をいい、人格のない社団又は財団及び個人にあつては貸金業の業務全般を統括する施設をいう。(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、株主総会において決議を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)をいう。以下同じ。)の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資(以下「株式等」という。)を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している個人

二 当該法人の親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三 当該法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条第四項第一号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号、第五

条の三第二号、第五条の六第一項第三号並びに第二項第一号及び第四号口、第五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。)の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人若しくはこれらに準ずる者又は前三号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人

2 前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含むものとする。(登録に当たり審査の対象等となる使用人)

第三条 令第三条及び第三条の七第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所等の業務を統括する者

二 主たる営業所等(第一条の五第五項に規定する主たる営業所等をいう。以下同じ。)において、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者

三 貸付けに関する業務に従事する使用人の数が五十人以上の従たる営業所等(主たる営業所等以外の営業所等をいう。以下同じ。)において、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

(登録申請書に記載する連絡先等)

第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電話番号(場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限る。)

二 ホームページアドレス(使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。))のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。)

三 電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)

2 前項第二号又は第三号に掲げるものを法第四条第一項第七号に掲げる事項として同項の登録申請書に記載する場合には、前項第一号に掲げるものいづれかを併せて記載しなければならぬ。

第四条 法第四条第二項第一号に掲げる法第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、別紙様式第一号の二により作成しなければならない。

2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第九十二条の四第五項(同法第五十五条第二項において読み替へて準用する場合を含む。))に規定する運転経歴証明書(第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法第九十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第七條第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条

の十三第一項第七号において同じ。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。))その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの(第四項第一号に掲げる書類を除く。))並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものである。

3 法第四条第二項第四号の書面は、営業所又は事務所の所在地に関する登記事項証明書その他の当該所在地を証する書面とする。

4 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員(法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。以下この号において同じ。))とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法人である場合にあつては、その役員)を含む。第三号、第四号及び第九号において同じ。)、令第三条に規定する使用人(以下「重要な使用人」という。))及び貸金業務取扱主任者(法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。))の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 登録申請者、役員(法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の三第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。)、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。))及び名を当該登録申請者、

役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が記載された申請者、役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三 登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が法第六条第一項第二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

四 別紙様式第二号により作成した登録申請者及び重要な使用人の履歴書

五 法人である場合において、役員が法人であるときは、当該役員が登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

六 個人であり、かつ、未成年者である場合において、その法定代理人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

七 法人である場合においては、定款又は寄附行為（人格のない社団又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの。以下同じ。）及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

八 代理店（第一条の五第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

九 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書面

十 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面

十一 次に掲げるいずれかの法人である場合において、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ 会社法第二十一条に規定する会計監査人設置会社 会社法第二百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第十号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十二 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

十三 法第十二条の三第一項の規定により営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者に係る第二十六条の五十三第一項（第二十六条の五十七において準用する場合を含む。）の書面の写し

十四 貸金業の業務に関する社内規則（貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則であつて貸金業者が作成するものをいう。以下同じ。）

十五 貸金業の業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書

十六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を別紙様式第四号の二の二により記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 前各号に掲げる書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類（財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事が必要と認める場合に限る。）

（登録の実施）

第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録

をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿につづることにより行うものとする。

2 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の三により作成した登録済通知書により行うものとする。

（登録の拒否の通知）

第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

2 都道府県知事は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の五により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録の更新の申請期限）

第五条 貸金業者は、法第三条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の二ヶ月前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（心身の故障により貸金業を適正に行うことができないう者）

第五条の二 法第六条第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者とする。

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）

第五条の三 法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項各号（第二号

から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六

条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者

から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六

条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした者（金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡について相当の理由がある者を除く。）であつて、これらの届出の日から五年を経過しないもの

二 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八号第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六

条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者

から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六

条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者

から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六

条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者

から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六

(同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第十二条の二第三項及び第十三条第十六項において同じ。)にあつては分割又は事業の全部の譲渡の日を含む。)までの間にその地位にあつたものでこれらの届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員(同項に規定する役員をいう。)又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項(第三号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員(同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。)であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員(同項に規定する役員をいう。)の解任を命ずる処分又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項(第二号を除く。)に該当するとして役員(同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。)の解任を命ずる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしたこととの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により解任されるべきとされた者(退任について相当の理由がある者を除く。)で当該退任の日から五年を経過しない者

(心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者)

第五条の四 法第六条第一項第九号イ及び第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の五 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと(当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。)とする。

第五条の六 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合に於ては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に掲げる全ての要件に該当して行われることとする。

一 当該登録を受けた日以後行ふ全ての貸付けに關し、年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

二 当該登録を受けた日以後行ふ貸付けによる利息の収入があるときは、各事業年度における当該利息の収入額に占める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者(第一条の二の四第六項に規定する生活困窮者をいう。次項において同じ。)を支援するための貸付けに係る利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

三 次のイからハまでに掲げる書面又は電磁的記録を作成し、当該イからハまでに掲げる書面又は電磁的記録の区分に応じ、当該イからハまでに定める日までの間、主たる事務所に備え置き、債権者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

イ 法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し(当該登録申請書の写しに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。) 当該登録の有効期間の満了の日

ロ 各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の決算に関する書類及び事業報告書(これらの書類に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。) 当該各事業年度の翌々事業年度の末日

ハ 各事業年度の末日において存在する貸付けに係る契約(貸付けの残高が零を超えるものに限る。)ごとにその内容(相手方の属性、契約年月日、当初の貸付けの金額、各事業年度の末日における残高の金額、貸付けの利率及び最終の返済期日を含み、個人である債務者等を特定できる事項を除く。)を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録 当該各事業年度の翌々事業年度の末日

二 前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げる全ての要件に該当する者をいう。  
一 営利を目的としない法人であること。  
二 純資産額(第五条の九第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二五の二第一項第一号及

が第二十六条の二七の二第一号において同じ。)が五百万円以上であること。  
三 特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為で定めていること。

四 定款又は寄附行為で、次に掲げる事項を定めていること。  
イ 剰余金の分配及び出資の払戻し(当該払戻しの額が出資の額を超えるものに限る。)を行わないこと。  
ロ 解散時の残余財産を特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

(登録の拒否の審査)

第五条の七 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。  
一 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること(申請者が法人である場合に限り。)

二 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること(申請者が個人である場合に於ては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること。)

三 営業所等(自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。)ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。  
四 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること。  
五 法第十二条の二に規定する措置を講ずるために必要な措置を講じていること。

二 前項第四号の社内規則は貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならぬ。  
第五条の八 前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、財務局

三条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二五の二第二項及び第二十六条の二九の二において同じ。)の申請を行う者が非営利特例対象法人(第五条の六第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。)である場合であつて、当該者の貸金業の業務が同条第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われることが事実と認められ、かつ、当該者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなして審査するものとする。

一 前条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる基準に適合していること。  
二 貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる体制が整備されていること。

二 前項の場合における第四条第四項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等(自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。)」の貸付けの業務の経験者(営業所等)ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

三 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事が、第一項の規定により、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものとみなされている貸金業者に対し、法第二十四条の六の四第一項の規定により登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合における前条第一項第二号及び第三号の規定は、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。(純資産額)

第五条の九 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 法人 最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(最終事業年度がない場合に於ては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面)におい



て、純資産の部の合計額として表示された金額

二 個人 最終事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調査書（最終事業年度がない場合にあつては、第四条第四項第十二号の財産に関する調査書）において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における法第六条第四項の純資産額は、当該各号に定める額とする。  
一 法人が最終事業年度の末日後に法令その他のこれに準ずるもの規定に基づき貸借対照表又はこれに代わる書面を作成した場合 当該貸借対照表又はこれに代わる書面において、純資産の部の合計額として表示された金額  
二 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、法人の成立の日）後に行われた株式の払込み、剰余金の分配、自己株式の取得、合併、会社分割その他これらに類する行為によつて法人の純資産額が増加し又は減少した場合 前項第一号に定める金額（前号に掲げる場合にあつては、同号に定める金額）に当該増加の額又は減少の額を加算又は控除した金額

三 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、法第三条第一項の登録の申請の日）後にあつた相続（遺贈を含む。）又は贈与に伴い個人の純資産額が増加し又は減少した場合 前項第二号に定める金額に当該増加の額又は減少の額を加算又は控除した金額  
（登録換えの申請）  
第六条 貸金業者は、法第三条第一項の登録を受けた後、法第七条各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、法第三条第一項の規定による登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録をした財務局長若しくは福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）又は都道府県知事を經由して登録の申請をしなければならない。

2 管轄財務局長又は都道府県知事は、前項の申請に係る登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、別紙様式第四号の六により作成した登録換通知書により、従前の登録をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に通知するものとする。

（変更の届出）  
第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書（次項並びに次条第二号イ（3）及び第五号ハにおいて単に「変更届出書」という。）に、同条第三項に規定する添付書類（次項において単に「添付書類」という。）一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 都道府県知事の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、変更届出書に、当該都道府県知事が定める部数の当該変更届出書の副本及び添付書類を添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。  
（変更届出書の添付書類）  
第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。  
一 商号又は名称を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書  
二 役員（第二号第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員（区分に応じそれぞれ次に掲げる書類）  
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類  
（1） 第四条第二項に規定するもの  
（2） 住民票の抄本又はこれに代わる書面  
（3） 旧氏及び名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、（2）に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面  
（4） 法第六条第一項第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）  
（5） 別紙様式第二号により作成した履歴書  
（6） 別紙様式第三号の二により作成した氏名及び生年月日等を記載した書面

ロ 法人 新たに役員となつた者に係る登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革  
三 重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに重要な使用人となつた者に係る前号イ（1）から（6）までに掲げる書類  
四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第四項第十三号並びに第二号イ（2）から（4）まで及び（6）に掲げる書類  
五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二号第一項第四号に掲げる者（ロにおいて、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 次に掲げる書類  
イ 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面  
ロ 新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ又はロに掲げる書類  
ハ 営業所等の所在地を変更しようとする場合 新たな営業所等に係る法第四条第二項第四号に掲げる書類  
ニ 代理店に係る変更があつた場合 当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面  
ヘ 前各号に掲げる場合であつて、管轄財務局長又は都道府県知事が必要と認めるとき 当該各号に定める書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類  
（貸金業者登録簿の閲覧）  
第九条 管轄財務局長は、その登録をした貸金業者に係る貸金業者登録簿を当該貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長）に備へ置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 都道府県知事が登録をした貸金業者に係る貸金業者登録簿は、当該都道府県知事の定めるところにより一般の閲覧に供するものとする。  
（廃業等の届出）  
第十条 法第十条第一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書（次項において単に「廃業等届出書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。  
一 貸金業者が死亡した場合 当該届出をしようとする者（以下この項において「届出者」という。）の戸籍簿の謄本、当該貸金業者の除籍簿の謄本並びに貸金業を承継する者を選定した旨を証する書面の写し（相続人が二人以上ある場合において、貸金業を承継する者を選定したときに限る。）  
二 法人が合併（人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合 当該消滅した法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し（人格のない社団又は財団にあつては、合併契約書に準ずるもの写し）  
三 貸金業者について破産手続開始の決定があつた場合 裁判官が届出者を破産管財人として選定したことを証する書面の写し  
四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をした場合 清算人に係る登記事項証明書（人格のない社団又は財団にあつては、届出者とその代表者又は管理人であつたことを証する書面）  
五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合 同法第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

2 法第十条第一項の規定による届出を都道府県知事にしようとする者は、廃業等届出書に、当該都道府県知事の定める部数の当該廃業等届出書の副本及び前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、当該都道府県知事に提出しなければならない。  
（個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等）  
第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合

より作成した廃業等届出書（次項において単に「廃業等届出書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。  
一 貸金業者が死亡した場合 当該届出をしようとする者（以下この項において「届出者」という。）の戸籍簿の謄本、当該貸金業者の除籍簿の謄本並びに貸金業を承継する者を選定した旨を証する書面の写し（相続人が二人以上ある場合において、貸金業を承継する者を選定したときに限る。）  
二 法人が合併（人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合 当該消滅した法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し（人格のない社団又は財団にあつては、合併契約書に準ずるもの写し）  
三 貸金業者について破産手続開始の決定があつた場合 裁判官が届出者を破産管財人として選定したことを証する書面の写し  
四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をした場合 清算人に係る登記事項証明書（人格のない社団又は財団にあつては、届出者とその代表者又は管理人であつたことを証する書面）  
五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合 同法第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告)

第十条の二の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報(個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を管轄財務局長又は都道府県知事に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十二条の二、第十三条及び第三十条の十四第一項第一号において同じ。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第十条の四 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十条の五 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置  
二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて

改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置  
(社内規則等)

第十条の六 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。(貸金業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十条の六の二 法第十二条の二第二項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。  
一 次に掲げるすべての措置を講じること。  
イ 貸金業務関連苦情(法第二条第二十項に規定する貸金業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制を整備すること。  
ロ 貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 貸金業務関連苦情の申出先を資金需要者等(法第十二条の二第二項第二号に規定する資金需要者等をいう。)に周知し、

並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 法第四十一条の七第一項の規定により貸金業協会が行う苦情の解決により貸金業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより貸金業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により貸金業務関連苦情の処理を図ること。

五 貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人(法第四十一条の三十九第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により貸金業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第十二条の二第二項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。  
一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により貸金業務関連紛争(法第二条第二十一項に規定する貸金業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

四 貸金業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわらず、貸金業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により貸金業務関連苦情の処理又は貸金業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 法第四十一条の六十一第一項の規定により法第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員(法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者  
ロ 法第四十一条の六十一第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から五年を経過しない者又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(貸金業務取扱主任者の設置)

第十条の七 法第十二条の三第一項の規定により、貸金業者が営業所等に貸金業務取扱主任者を置くときは、当該貸金業務取扱主任者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店(当該代理店が貸金業者である場合に限る。)に貸金業務取扱主任者を置く場合にあつては、この限りでない。

一 当該営業所等において常時勤務する者でない者

二 他の営業所等の貸金業務取扱主任者として貸金業者登録簿に登録されている者であつて、法第八条第一項の規定による届出がないもの

(法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数)

第十条の八 法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、営業所等において貸金業

の業務に従事する者の数に對する貸金業務取扱主任者の数の割合が五十分の一以上となる数とする。

(証明書の様式等)

第十條の九 法第十二條の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真が貼り付けられたものとする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書について、記載を省略することができる。)

ロ 従業者の氏名

ハ 証明書の番号

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)

イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)

ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあっては、その登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)

ハ 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨

二 従業者の氏名  
ホ 証明書の番号

2 法第十二條の四第一項に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

3 従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、第一項の証明書を提示しなければならない。

(従業者名簿の記載事項等)  
第十條の九の二 法第十二條の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生年月日
- 二 主たる職務内容
- 三 貸金業務取扱主任者であるか否かの別
- 四 貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号

五 当該営業所等の従業者となつた年月日  
六 当該営業所等の従業者でなくなつたときは、その年月日

七 第五條の七第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者(常勤の役員又は使用人であるものに限る。)に該当するか否かの別  
法第十二條の四第二項に規定する従業者名簿の様式は、別紙様式第六号の二によるものとする。

3 貸金業者は、法第十二條の四第二項に規定する従業者名簿を、最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

(生命保険契約等の締結に係る制限)  
第十條の十 法第十二條の七に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 住宅(居住の用に供する建物(その一部を事業の用に供するものを含む。))をいう。以下この号において同じ。の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

二 自ら又は他の者により前号の貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

(貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない債務履行担保措置)

第十條の十一 法第十二條の八第五項に規定する内閣府令で定めるものは、貸付けに係る契約に基づく債務の履行を担保するために土地、建物その他の財産を担保に供することとする。

(保証料の確認に関する記録の保存)  
第十條の十二 貸金業者は、法第十二條の八第七項に規定する記録を、同条第六項に規定する貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存しなければならない。

(貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料に係る契約)  
第十條の十三 法第十二條の八第八項に規定する内閣府令で定めるものは、保証業者が、貸付けに係る契約(利息の額が定まらないもの(主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率をもつて定められている場合を除く。))に限る。)に基づく債務を主たる債務とする保証を行う場合における保証料に係る契約とする。

(保証業者と締結してはならない根保証契約)  
第十條の十四 法第十二條の八第九項に規定する内閣府令で定める根保証契約は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 当該根保証契約を締結する時に現に存する主たる債務の元本額及び当該根保証契約を締結した後発生することが見込まれる貸付けに係る債務の元本額(当該根保証契約を締結する時までの主たる債務者の資金の借入れ又は当該根保証契約を締結する時に主たる債務者が保有する資産の状況に限らず合理的と認められる範囲内のもの)に照らしを合算した金額を超える元本極度額(保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。))を定める根保証契約

二 当該根保証契約において三年を経過した日より後の日を元本確定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約

(媒介のための新たな債務の提供を伴わないと認められる法律行為)  
第十條の十五 法第十二條の八第十項に規定する内閣府令で定める法律行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 貸付けに係る契約(金銭の貸借の媒介による締結されたものに限る。次号において同じ。)

二 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

三 貸付けに係る契約の終了後に行われる新たな貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

四 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

五 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

六 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

七 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

八 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

九 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

十 貸付けに係る契約の締結(同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。)

第十條の十六 法第十三條第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 極度方式貸付けに係る契約
- 二 第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

第十條の十六の二 貸金業者が特定非営利金融法人(第一条の二の四第二項に規定する特定非営利金融法人をいう。以下同じ。)

にあっては、法第十三條第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約(第一条の二の四第三項に規定する特定貸付契約をいう。以下同じ。)

及び当該特定貸付契約に係る保証契約とする。

(資力を明らかにする事項を記載した書面等)  
第十條の十七 法第十三條第三項本文及びただし書(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)

並びに法第十三條の三第三項本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面又はその写し(当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。)

一 源泉徴収票(法第十三條第三項に規定する源泉徴収票をいう。)

二 支払調書

三 給与の支払明細書

四 確定申告書

五 青色申告決算書

六 収支内訳書

七 の二 納税通知書

八 所得証明書

九 年金証書

十 年金通知書

十一 個人顧客の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

に係る前各号に掲げるもの(当該個人顧客が第十條の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合若しくは同号に掲げる契約(極度方式基本契約に限る。))を締結している場合又は当該個人顧客の配偶者が同号に掲げる契約を締結している場合に限る。)



2 前項各号に掲げる書面(同項第九号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面(同項第九号に係るものに限る。))を除く。は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならぬ。

- 一 前項第一号、第二号及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面(同項第一号、第二号及び第十号に係るものに限る。)) 一般に発行される直近の期間に係るものであること。
- 二 前項第三号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面(同項第三号に係るものに限る。)) 直近二分以上のもの(第十条の二十二第二項第三号に掲げる方法により直近の年間の給与の金額を算出する場合にあつては、直近のもの)であること。
- 三 前項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面(同項第四号から第六号までに係るものに限る。)) 通常提出される直近の期間(当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。)) 次号及び第十号の二十二第一項第四号において同じ。))を用いて基準額(法第十三条の二第二項に規定する基準額をいう。)) 次号において同じ。))を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間)に係るものであること。

四 前項第七号から第八号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面(同項第七号から第八号までに係るものに限る。)) 一般的に発行される直近の期間(当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間)に係るものであること。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客(同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者)が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

- 一 変更後の勤務先が確認されていること。
- 二 変更後の勤務先で二分以上の給与の支払を受けていないこと。

(貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十條の十八 法第十三条第四項の規定により、貸金業者は、顧客等ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しななければならない。

- 一 契約年月日
- 二 顧客等から前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
- 三 顧客等の資力に関する調査の結果
- 四 顧客等の借入れの状況に関する調査の結果(法第十三条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。)
- 五 その他法第十三条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し(当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。))

2 貸金業者は、前項に規定する記録(法第十三条第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等(書面又はその写しに該当するものに限る。))に記載された情報を記録した電磁的記録を含む。を、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間保存しななければならない。

- 一 貸付けに係る契約 当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式基本契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日))
- 二 貸付けに係る契約の保証契約 前号に定める日又は当該保証契約に基づく債務が消滅した日のうちいずれか早い日

(極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合)

第十條の十九 法第十三条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことにより、極度(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対して)当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。以下この条、次条第一項第一号、第十條の

二十三第一項第二号の二(一)及び(二)、第十條の二十八第四項第一号並びに第十條の二十九第一号において同じ。))を一時的に減額した場合(当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。))に、当該相手方と連絡することができたことにより、極度額をその減額の前の額まで増額する場合とする。

(極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十條の二十 法第十三条第五項において準用する同条第二十項の規定により、貸金業者は、債務者ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しななければならない。

- 一 極度額を増額した年月日
- 二 当該債務者から第十條の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
- 三 当該債務者の資力に関する調査の結果
- 四 当該債務者の借入れの状況に関する調査の結果(法第十三条第五項において準用する同条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。)
- 五 その他法第十三条第五項において準用する同条第二十項の規定による調査に使用した書面又はその写し

2 貸金業者は、前項に規定する記録(法第十三条第五項において準用する同条第三項の規定により第十條の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等(書面又はその写しに該当するものに限る。))に記載された情報を記録した電磁的記録を含む。を、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日までの間保存しななければならない。

(個人過剰貸付契約から除かれる契約)

第十條の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 不動産の建設若しくは購入に必要な資金(借地権の取得に必要な資金を含む。))又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約
- 二 自ら又は他の者により前号に掲げる契約に係る貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

三 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は当該自動車に譲渡により担保の目的となつて行われるもの

四 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の次のいずれかに掲げる療養費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約

- イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十五条第一項及び第百四十七條に規定する高額療養費
- ロ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十一条ノ六第一項に規定する高額療養費
- ハ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十條の二第一項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十五條において準用する場合を含む。))に規定する高額療養費
- ニ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七條の二第一項に規定する高額療養費
- ホ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第六十二條の二第一項に規定する高額療養費
- ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八十四條第一項に規定する高額療養費

五 金融商品取引法第二條第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約(担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含む。)) 貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。

- イ 金融商品取引法第二條第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券
- ロ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第二十七條の二各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第二條第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。))

六 不動産(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

七 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

八 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

九 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

十 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

十一 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

十二 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

十三 自動車(借地権を含む。個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しく

は担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。)を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。))の範囲内であるものに限る。)

七 売却を予定している個人顧客の不動産(借地権を含む。)の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるもの)に限り、当該不動産を売却することにより当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。)

八 第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

2 貸金業者は、前項第一号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日)までの間保存しなければならない。)

一 前項第一号又は第二号に掲げる貸付けに係る契約 不動産(借地権を含む。)の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面

二 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる書面  
イ 当該自動車の売買契約書  
ロ 当該自動車の自動車検査証  
三 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約療機関からの療養費の請求書又は見積書  
四 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面  
五 前項第六号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる書面  
イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面  
ロ 当該不動産の登記事項証明書  
ハ 担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書

六 前項第七号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる書面  
イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面  
ロ 当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書

第十条の二十一の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第十三条の第二項に規定する内閣府令で定める契約は、前条第一項各号に掲げる契約のほか、特定貸付契約とする。  
第十条の二十二 法第十三条の第二項に規定する年間の給与に類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 年間の年金の金額  
二 年間の恩給の金額  
三 年間の定期的な受領する不動産の賃貸収入(事業として行う場合を除く。)の金額  
四 年間の事業所得の金額(過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。)

2 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額は、次に掲げる方法のいずれかにより算出するものとする。  
一 第十条の十七第一項に規定する書面等(同項第三号及び第十一号に掲げる書面に係るものを除く。)を用いて算出する方法

二 第十条の十七第一項に規定する書面等(同項第三号に掲げる書面に係るものに限る。以下この条において同じ。)に記載されている直近の二月分以上の給与(賞与を除く。)の金額の一月当たりの平均金額に十二を乗じて算出する方法  
三 第十条の十七第一項に規定する書面等に記載されている地方税額を基に合理的に算出する方法

3 前項第二号に掲げる方法により年間の給与の金額を算出する場合において、第十条の十七第一項に規定する書面等によつて、過去一年以内の賞与の金額を確認したときは、当該賞与の金額を年間の給与の金額に含めることができる。(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等)  
第十条の二十三 法第十三条の二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの  
イ 当該貸付けに係る契約の一月の負担が当該債務に係る一月の負担を上回らないこと。  
ロ 当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額と当該貸付けに係る契約の締結に際し当該個人顧客が負担する元本及び利息以外の金銭の合計額の合計額が当該債務に係る将来支払う返済金額の合計額を上回らないこと。

ハ 当該債務につき供されている物的担保以外の物的担保を供させないこと。  
ニ 当該貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該物的担保の条件が当該債務につき供されていた物的担保の条件に比して物的担保を供する者に不利にならないこと。  
ホ 当該債務に係る保証契約の保証人以外の者を当該貸付けに係る契約の保証契約の保証人としなないこと。

ヘ 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該保証契約の条件が当該債務に係る保証契約の条件に比して保証人に不利にならないこと。

一の二 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの  
イ 当該個人顧客が弁済する債務のすべてが、当該個人顧客が貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務であつて、貸金業者又は法第四十三条の規定により貸金業者とみなされる者(次項第一号の二ロにおいて「みなし貸金業者」という。)を債権者とするものであること。  
ロ 当該貸付けに係る契約の貸付けの利率が、当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約の貸付けの利率(当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約が二以上ある場合は、弁済時における貸付けの残高(極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額。ハにおいて同じ。))により加重平均した貸付けの利率)を上回らないこと。  
ハ 当該貸付けに係る契約に基づく定期の返済により、当該貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれること。

二 前号イ及びハからへまでに掲げるすべての要件に該当すること。  
二 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の緊急に必要と認められる医療費(所得税法第七十三条第二項に規定する医療費をいう。次項において同じ。)を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約(第十条の二十一第一項第四号に掲げる契約を除く。)であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(当該個人顧客が現に当該貸付けに係る契約を締結していない場合に限る。)

二の二 個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約として当該個人顧客と貸金業者の間に締結される契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの(以下「特定緊急貸付契約」という。)  
イ 当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であること。  
ロ 次に掲げる金額を合算した額(第十条の二十八第一項第一号ロにおいて「緊急個人顧客合算額」という。)が十万円を超えないこと。

二の二 個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約として当該個人顧客と貸金業者の間に締結される契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの(以下「特定緊急貸付契約」という。)  
イ 当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であること。  
ロ 次に掲げる金額を合算した額(第十条の二十八第一項第一号ロにおいて「緊急個人顧客合算額」という。)が十万円を超えないこと。

- (1) 当該特定緊急貸付契約に係る貸付けの金額（極度方式基本契約にあつては、極度額）
  - (2) 当該個人顧客と当該特定緊急貸付契約以外の特定緊急貸付契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額）の合計額
  - (3) 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の特定緊急貸付契約に係る貸付けの残高の合計額
- ハ 返済期間（極度方式基本契約にあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの返済期間）が三月を超えないこと。
- 三 個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（法第十三条の二第二項に規定する個人顧客合算額をいう。以下この条において同じ。）と当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額を合算した額が、当該個人顧客に係る基準額（法第十三条の二第二項に規定する当該個人顧客に係る基準額をいう。以下この条及び第十条の二十八において同じ。）と当該個人顧客の配偶者とみなして法第十三条の二第二項の規定を適用した場合における同項に規定する当該個人顧客に係る基準額をいう。以下この条及び第十条の二十八において同じ。）を合算した額を超えないもの（当該貸付けに係る契約を締結することについて当該個人顧客の配偶者の同意がある場合に限る。）
- 四 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの
- イ 実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。
  - ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

- 五 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの
  - イ 事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けであると認められること。
  - ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。
  - 六 金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）からの貸付け（イ及び次項第六号において「正規貸付け」という。）が行われるまでのつなぎとして行つた貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。）であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの
  - イ 正規貸付けが行われることが確実であると認められること。
  - ロ 返済期間が一月を超えないこと。
- 2 貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定められた情報若しくはその写し又はこれらに記載された情報に係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならぬ。
- 一 前項第一号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる事項を記載した書面
  - イ 当該貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額
  - ロ 当該個人顧客が既に負担している債務の残高、当該債権に係る各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額

- ハ 当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供せるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容
- ニ 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容
- 一 前項第一号の二に掲げる貸付けに係る契約に次に掲げる事項を記載した書面
- イ 当該貸付けに係る契約の利率
- ロ 当該個人顧客が弁済する貸付けの利率の残高、貸付けの利率、債権者の商号、名称又は氏名及び債権者が貸金業者であるかみなし貸金業者であるかの別
- ハ 弁済する債務の存在について調査を行つた年月日、方法及び結果
- ニ 当該貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数
- ホ 当該貸付けに係る契約に基づく各回の返済金額のうち元本の返済に充てられる金額
- ヘ 当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供せるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容
- ト 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容
- 二 前項第二号に掲げる貸付けに係る契約の医療機関からの医療費の請求書又は見積書
- イ 前項第二号の二（三）に掲げる額を確保するために使用した指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容を記載した書面
- ロ 次の（一）又は（二）に掲げる費用の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める書面
- (1) 第四項第一号に掲げる費用 当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しが外国において行われたことを疎明する書面
- (2) 第四項第二号に掲げる費用 当該費用の支払に係る領収書その他資金の使途を確認することができる書面
- 三 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる書面
- イ 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むもの

- とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面
- ロ 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書
  - 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる書面
  - イ 第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面
  - ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面
  - 五 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面
  - 六 前項第六号に掲げる貸付けに係る契約に掲げる書面のいずれか
  - イ 正規貸付けが行われることが確実であることが確認できる書面（正規貸付けを行う者が発行したものに限る。）
  - ロ 貸金業者が正規貸付けを行う者に対して行つた当該正規貸付けが行われることが確実であることについての照会の結果を記載した書面
- 3 貸金業者は、第一項第三号に掲げる契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項各号に掲げる契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額と当該個人顧客に係る個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えないこととなるもの（第一項各号に掲げるものを除く。）を締結してはならない。

4 第一項第二号の二、次項及び第十條の二十八第一項第一号の「特定費用」とは、次に掲げる費用をいう。

- 一 外国において緊急に必要となつた費用
- 二 前号に掲げるもののほか、社会通念上緊急に必要と認められる費用

5 特定緊急貸付契約に係る特定費用が前項第一号に掲げる費用である場合に於ては、当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しは、外国において行われるものでなければならぬ。

(基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等)

第十條の二十四 法第十三條の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

- 一 極度方式基本契約(第一條の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同條第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を除く)の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む)の合計額が五万円(当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合に於ては、零とする)を超え、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む)の合計額が十万円(当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合に於ては、零とする)を超えること。
- 二 第十條の二十五第三項第三号の措置又は第十條の二十八第四項第二号若しくは第十條の二十九第二号に掲げる措置を解除しようとする場合であること。

2 前項第一号に掲げる基準を満たした場合に於ては、貸金業者は、同号に規定する期間の末日から三週間を経過する日までに、指定信用情報機

関に個人信用情報の提供の依頼をしなければならない。

第十條の二十四の二 貸金業者が特定非営利金融

法人である場合における前條第一項第一号の規定の適用については、同号中「第一條の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同條第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一條の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同條第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

第十條の二十五 法第十三條の三第二項に規定する内閣府令で定める期間は、三月以内とする。

2 貸金業者は、前項に規定する期間の末日から三週間を経過する日までに、指定信用情報機関に個人信用情報の提供の依頼をしなければならぬ。

3 法第十三條の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第一項に規定する期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む)の合計額が十万円以下である場合
- 二 第一項に規定する期間の末日において当該極度方式基本契約について第十條の二十八第四項第二号又は第十條の二十九第二号に掲げる措置が講じられている場合
- 三 第一項に規定する期間の末日において、次に掲げるいずれかの理由により、当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置が講じられている場合

イ 元本又は利息の支払の遅延

ロ イに掲げるもののほか、合理的な理由(当該措置を講じた旨、その年月日及び当該理由が法第十九條の帳簿に第十六條第一項第七号に掲げる事項として記載されている場合に限る。)

四 当該極度方式基本契約が、第一條の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付け

に係る契約若しくは同條第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約である場合

第十條の二十五の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合における前條第三項第四号の規定の適用については、同号中「第一條の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同條第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約」とあるのは、「第一條の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同條第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約、第十條の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約又は特定貸付契約」とする。

第十條の二十六 貸金業者は、法第十三條の三第三項本文の規定により、同條第一項又は第二項の規定による調査において、個人顧客又は提供を受ける場合には、当該個人顧客に係る法第十三條の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つた日から一月以内に当該書面等の提出又は提供を受けなければならない。

2 法第十三條の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第十條の十七第一項各号に掲げる書面(同項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面(同項第一号から第八号まで及び第十号に係るものに限る。))に於ては、過去三年以内に発行(同項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面(同項第四号から第六号までに掲げるものに限る。))が法令で定める期間内に提出がされている場合に於ては、当該提出。以下この項において同じ。)

がされたもの(貸金業者が、当該書面等が発行された日から起算して二年を経過した日以後一年以内に当該個人顧客の勤務先(同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者の勤務先)に変更がないことを確認した場合)には、過去五年以内に発行がされたもの(に限る。))又はその写し(当該書面に代

えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。)とする。ただし、当該期間内に当該個人顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客(第十條の十七第一項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者)が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

- 一 変更後の勤務先が確認されていること。
- 二 変更後の勤務先で二分分以上の給与の支払を受けていないこと。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十條の二十七 法第十三條の三第四項の規定により、貸金業者は、個人顧客ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

- 一 法第十三條の三第一項及び第二項の規定による調査を行つた年月日
- 二 当該個人顧客から第十條の十七第一項又は前條第二項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
- 三 当該個人顧客の資力に関する調査の結果
- 四 当該個人顧客の借入れの状況に関する調査の結果(法第十三條の三第一項及び第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。)
- 五 その他法第十三條の三第一項及び第二項の規定による調査に使用した書面又はその写し

2 貸金業者は、前項に規定する記録(法第十三條の三第三項の規定により前條第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等(書面又はその写し)に該当するものに限る。)に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。)をその作成後三年間保存しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、貸金業者は、前條第二項の規定により同條第一項に規定する書面等とその発行後三年を超えて用いるときは、当該書面等又は当該書面等(書面又はその写し)に該当するものに限る。)に記載された情報の内容を記録した電磁的記録をその発行後五年間保存しなければならない。

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約等)

第十条の二十八 法第十三条の三第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約(特定緊急貸付契約に限る。)であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの
- イ 当該個人顧客の返済能力を超えない極度方式基本契約であること認められること。
- ロ 緊急個人顧客合算額が十万円を超えないこと。

ハ 当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの返済期間が三月を超えないこと。

二 個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額(法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額をいう。以下この条において同じ。)と当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額を合算した額が、当該個人顧客に係る基準額と当該個人顧客の配偶者に係る基準額を合算した額を超えないもの(当該契約を締結することについて当該個人顧客の配偶者の同意がある場合に限る。)

三 事業を営む個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

- イ 実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。
- ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること。

四 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

- イ 事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であると認められること。
- ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること。

2 貸金業者は、前項第二号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手

方として極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査をしなければならないときは、当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかをあわせて調査しなければならない。

3 前項に規定する「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」とは、第一項第二号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする極度方式基本契約で、当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの(同項各号に掲げるものを除く。)をいう。

4 貸金業者は、第一項第二号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が前項に規定する配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額
- 二 当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

第十条の二十九 法第十三条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額
- 二 当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

第十一条 法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 金銭の貸付け(次号に掲げるものを除く。)別表中の算式一

二 手形の割引及びその媒介 別表中の算式二又は算式三のいずれか(算式二を用いる場合にあつては、割引率であることを明示するものとする。)

2 法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合に、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

3 法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
- イ 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合(その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限り。)
- ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

ハ 主な返済の例

二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。)の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限り。))を含む。以下同じ。)

4 貸金業者は、法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

5 法第十四条第一項の規定による掲示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約(以下「包括契約」という。)に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

6 貸金業者は、法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者

のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

7 法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合

第十二条 法第十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。) 次に掲げる事項
- イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
- ロ 前条第三項第一号イ及びロに掲げる事項

二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料の計算の方法

三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号

2 前条第四項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

- 3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するとき、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。
- 4 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。
- 5 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 電話番号
- 二 ホームページアドレス
- 三 電子メールアドレス

6 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。



(契約締結前の書面の交付)  
第十二条の二 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付に係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項
- イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。）
- ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
- ニ 利息の計算の方法
- ホ 返済の方法及び返済を受ける場所
- ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式

- ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- リ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結しようとする時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

- 又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号イ、ニ、ト、チ及び又に掲げる事項
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イ、ロ、ニ及びへから又までに掲げる事項
- ロ 買戻しに関する事項
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、へから又まで及び又に掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

- 2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項
- イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができる。）
- ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
- ニ 利息の計算の方法
- ホ 返済の方法及び返済を受ける場所
- ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式

- ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- リ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定

- 又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号イ、ニ、ト、チ及び又に掲げる事項
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- 二 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号イ、ニ、ト、チ及び又に掲げる事項
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号イ、ロ、ニ及びへから又までに掲げる事項
- ロ 買戻しに関する事項
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、へから又まで及び又に掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

- 3 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十六条又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者（顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 4 法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項
- イ 保証契約の種類及び効力（極度額の説明を含む。）
- ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
- ハ 保証債務の極度額（貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。）その他の保証人が負担する債務の範囲
- ニ 貸付けに係る契約の契約年月日
- ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額
- ハ 貸付けに係る契約の貸付けの利率
- ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式

- タ 法第十六条の二第三項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号イ及びロに掲げる事項
- ロ 前号ハに掲げる事項
- ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
- ニ 割引引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 第一号ハに掲げる事項
- ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
- ホ 買戻しに関する事項
- 三 売渡目的物の内容

- チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数（極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。）
- リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 又 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
- ヲ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額（極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式）
- ワ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正前の利息制限法（昭和二十九年法律第百号。以下「旧利息制限法」という。）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
- ヨ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）

- タ 法第十六条の二第三項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号イ及びロに掲げる事項
- ロ 前号ハに掲げる事項
- ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
- ニ 割引引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 第一号ハに掲げる事項
- ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
- ホ 買戻しに関する事項
- 三 売渡目的物の内容

- 三 売渡目的物の内容



とき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル 当該契約に基づき債権につき物的担保を供せるときは、当該担保の内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、物的担保を供させている旨をもつて代えることができる。）

ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができる。）

ワ 当該契約が、改正法第八条の規定による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第十四項に規定する電話担保金融（以下単に「電話担保金融」という。）に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に關し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をいう。第三項において同じ。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息

制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づき債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づき債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもつて代えることができる。）

キ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

ク 将来支払う返済金額の合計額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。）（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づく合計額及び当該仮定）

- レ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項
- ル 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
  - (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
  - (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イからハまで、ヘ、リからラまで、レ及びロに掲げる事項
  - ロ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ハ 割引に關し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号イからニまで、ヘ、チからラまで及びタからソまでに掲げる事項
  - ロ 買戻しに關する事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
  - ハ 売渡目的物の内容（極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。）
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからラまで、ヨ、レ及びロに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方

- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号に定める事項（前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。）
  - ロ 割引に關し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
  - ロ 買戻しに關する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
  - ハ 売渡目的物の内容
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
  - イ 第一号に定める事項（前項第一号ニ、ヘ及びロに掲げる事項を除く。）
  - ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）
- 3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 2 法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。
    - 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
      - イ 法第十七条第一項第四号若しくは第七号に掲げる事項又は前項第一号ニ、ヘ、リ若しくは又に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
      - ロ 法第十七条第一項第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ（チにあつては、極度方式貸付けに係る契約である場合を除く。）若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項
  - イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書きについては、記載を省略することができ。）
  - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
  - ハ 極度方式基本契約に関し貸金業者が受ける書面の内容
  - ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
  - ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
  - ヘ 利息の計算の方法
  - ト 返済の方法及び返済を受ける場所
  - チ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
  - リ 契約上、返済期日前の返済ができるかどうか及び返済ができるときは、その内容
  - 又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
  - ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
  - ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
  - ワ 当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号
  - カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
  - ヨ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定
- タ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定

- により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨
- レ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項
- ソ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
  - (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の第二項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
  - (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の第二項第一号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
  - イ 前号イからハまで、へ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項
  - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
  - ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨
  - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
    - イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びヨからソまでに掲げる事項
    - ロ 買戻しに関する事項
  - 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、カ及びタからソまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額
- 4 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項
    - イ 法第十七条第二項第四号若しくは第六号に掲げる事項又は前項第一号二、へ、リ若しくは又はに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
    - ロ 法第十七条第二項第三号若しくは第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ、ル若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項
    - 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
      - イ 前号に定める事項（前項第一号二、ト及びチに掲げる事項を除く。）
      - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
    - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
      - イ 第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
      - ロ 買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
    - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
      - イ 第一号に定める事項（前項第一号二、へ及びトに掲げる事項を除く。）
      - ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）
  - 二 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるときは、次のいずれかのときとする。
    - 一 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げたとき
    - 二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき
- 6 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 法第十六条の二第三項各号に掲げる事項
  - 二 保証契約の契約年月日
- 7 法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項
    - イ 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は第十二条の二第四項第一号ハ若しくはタ若しくは第六項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
    - ロ 第十二条の二第六項第一号、第七号又は第九号（第九号にあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項
    - 二 手形の割引の契約 前号に定める事項
    - 三 売渡担保の契約 第一号に定める事項
    - 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号に定める事項
  - 二 貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結すること、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。
- 9 貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合においては、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結すること、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。
- 10 法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第二項に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。
- 11 貸金業者は、法第十七条第五項前段の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 12 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第四項に定める事項とする。

13 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定めるときは、第五項に定めるときとする。

14 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項から第五項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

15 法第十七条第一項から第五項までに規定する書面には、当該各項に規定する事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

16 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

17 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号ハからリまで及びリからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る）、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び第四号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラからオまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ラからオまでに掲げる事項に限る）、第三号イに掲げる事項（第一号ラからオまでに掲げる事項に限る。）及び第四号イに掲げる事項（第一号ラからオまでに掲げる事項を除く。）を記載した書面とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項

- イ 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- ロ 極度方式基本契約の契約年月日
- ハ 極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
- ニ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日
- ホ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）
- ヘ 貸付けの利率
- ト 返済の方式
- チ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来の返済期間及び返済回数を記載することができる。）
- リ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- ル 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）
- ロ 極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容
- ヲ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ワ 利息の計算の方法（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
- カ 返済の方法及び返済を受ける場所（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することとができる。）
- コ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額（当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次の返済期日及び返済金額を記載することとができる。）（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、一定期間の最後の日における残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）
- タ 契約上、返済期日前の返済ができるかどうか及び返済ができるときは、その内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することとができる。）
- レ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することとができる。）
- ロ 当該契約に基づき債権につき物的担保を供せるときは、当該担保の内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することとができる。）
- ツ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することとができる。）
- ム 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付け

- の契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けに係る契約を締結する事項（極度方式貸付けに係る契約を締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することとができる。）
- ナ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額（当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することとができる。）（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来支払う返済金額の合計額を記載することとができる。）（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額の額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）
- ラ 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）（当該弁済に係る貸付けが複数あるときは、弁済に係る貸付けの金額に代えて、最後の貸付けに係る貸付けの金額とその時点において残存する当該貸付けと同一の極度方式基本契約に基づく他の返済の条件が同種の極度方式貸付けの債務の合計額を記載することとができる。）
- ル 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領金額（当該書面の交付を受ける者以外の者が債務の弁済をした場合には、その受領金額及びその旨）及び利息、賠償額の予定に基づく賠償金若しくは元本への充当額



- ウ 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領年月日
- ハ 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額（当該弁済に係る極度方式貸付けに係る契約と同一の極度方式基本契約に基づく他の返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、弁済後の残存債務の額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の額を記載することができる。）（それぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の額を記載することができる。）
- ノ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号に定める事項（同号ヲ、カ、ヨ、ネ及びナに掲げる事項を除く。）
- ロ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号に定める事項（同号カ及びネに掲げる事項を除く。）
- ロ 買戻しに関する事項（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
- ハ 売渡目的物の内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている
- ウ 売渡目的物については、記載を省略することができる。）
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号に定める事項（同号ヲからカまで、ネ、ナ及びキに掲げる事項を除く。）
- ロ 媒介手数料の計算の方法（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）及びその金額
- 18 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき又は弁済を受領したときに、当該一定期間について当該一定期間の最後の日から一月以内で交付する（電磁的方法により提供する場合にあつては、送信し、閲覧に供し、又は交付する）ものとする。
- 19 第十一條第四項の規定は、貸金業者が第十七項の書面を作成する場合について準用する。
- 第十四條 削除
- (受取証書の交付)
- 第十五條 法第十八條第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。
- 一 弁済を受けた旨を示す文字
- 二 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書面については、記載を省略することができる。）
- 三 債務者の商号、名称又は氏名
- 四 債務者（貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者）以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名
- 五 当該弁済後の残存債務の額
- 2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。
- 3 法第十八條第一項に規定する書面には、同項各号に規定する事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。
- 4 法第十八條第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三條第十七項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同項第二号ロ及びハに掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同項第三号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからリまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからリまで）に掲げる事項に限る。）、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからリまで）に掲げる事項に限る。）、及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからリまで）に掲げる事項に限る。）及び同項第四号ロに掲げる事項（同項第一号ラからリまで）に掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。
- 5 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき又は弁済を受領したときに、当該一定期間について当該一定期間の最後の日から一月以内で交付する（電磁的方法により提供する場合にあつては、送信し、閲覧に供し、又は交付する）ものとする。
- 6 第十一條第四項の規定は、貸金業者が第三項の書面を作成する場合について準用する。
- (帳簿の備付け)
- 第十六條 法第十九條に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第十七條第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三條第一項第二号イ、ホ、ト及びヨからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びタからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）
- 二 法第十七條第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三條第三項第一号イ、ホ、ト及びカからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びタからソまでに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）
- 三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七條第三項に掲げる事項（第十二條の二第六項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）
- 四 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る法第十八條第一項第四号及び第五号並びに前条第一項第五号（金銭の貸借の媒介にあつては、法第十八條第一項第五号に限る。）に掲げる事項
- 五 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額
- 六 貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したときは、その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額
- 七 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録
- 八 日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 貸付けの相手方が主として営む業種
- ロ 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
- ハ 返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日
- 2 第十一條第四項の規定は、貸金業者が法第十九條の帳簿を作成する場合について準用する。
- 3 貸金業者は、法第十九條の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもつて、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。
- 一 法第十七條第一項の規定により交付すべき書面 第一項第一号に掲げる事項
- 二 法第十七條第二項の規定により交付すべき書面 第一項第二号に掲げる事項
- 三 法第十七條第三項の規定により交付すべき書面 第一項第三号に掲げる事項
- 四 法第十七條第六項に規定する内閣府令で定める書面 第一項第一号に掲げる事項（当該書面に記載された一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係る部分に限る。）
- イ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びタからソまでに限る。）、並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）
- 三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七條第三項に掲げる事項（第十二條の二第六項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）
- 四 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る法第十八條第一項第四号及び第五号並びに前条第一項第五号（金銭の貸借の媒介にあつては、法第十八條第一項第五号に限る。）に掲げる事項
- 五 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額
- 六 貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したときは、その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額
- 七 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録
- 八 日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 貸付けの相手方が主として営む業種
- ロ 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
- ハ 返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日
- 2 第十一條第四項の規定は、貸金業者が法第十九條の帳簿を作成する場合について準用する。
- 3 貸金業者は、法第十九條の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもつて、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。
- 一 法第十七條第一項の規定により交付すべき書面 第一項第一号に掲げる事項
- 二 法第十七條第二項の規定により交付すべき書面 第一項第二号に掲げる事項
- 三 法第十七條第三項の規定により交付すべき書面 第一項第三号に掲げる事項
- 四 法第十七條第六項に規定する内閣府令で定める書面 第一項第一号に掲げる事項（当該書面に記載された一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係る部分に限る。）

五 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限り。）同号に掲げる事項

**第十七条** 貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

**（帳簿の閲覧等請求権者）**

**第十七条の二** 法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

**（帳簿の閲覧方法）**

**第十七条の三** 貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備置き、法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

**第十八条** 法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができ旨とする。

2 法第二十条第三項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本産業規格Z83〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

**（取立て行為の規制）**

**第十九条** 法第二十一条第一項第一号（法第二十四条第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかでない電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

3 法第二十一条第二項第八号（法第二十四条第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額

二 支払を催告する金額の内訳（元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。）

三 書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

4 法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する

事項を日本産業規格Z83〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは第十三条第一項第一号を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十七条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十三条第三項第一号に掲げる事項を除く。）

四 債務者等に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 法第二十一条第二項第六号及び第七号に掲げる事項

ロ 第三項第一号及び第二号に掲げる事項

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

6 法第二十一条第三項（法第二十四条第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、前項各号に掲げる事項を日本産業規格Z83〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載した書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十二条の四に規定する証明書の提示によることができる。

**（揭示すべき標識の様式等）**

**第二十条** 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

2 貸金業者は、法第二十三条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 法第二十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十一条第七項各号に掲げる場合とする。

**（債権を譲り受ける者に対する通知）**

**第二十一条** 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

四 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 貸金業者は、前項の規定により法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しよ

うべきものを提供しよ

うとするときは、あらかじめ、債権を譲り受ける者に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、債権を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該債権を譲り受ける者に対し、法第二十四条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(譲り受けた債権についての生命保険契約等の締結に係る制限)

第二十一条の二 法第二十四条第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた債権についての生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

第二十一条の四 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十二条の三第二項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた債権についての書面の交付)

第二十二条 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

7 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

8 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十四項及び第十五項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(債権譲渡後の受取証書の交付)

第二十三条 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十五条第三項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第四項に定める書面とする。

4 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、債権を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、債権を譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

6 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、債権を譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち債権を譲り受けた者が使用するもの  
ロ ファイルへの記録の方式  
三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨  
五 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

7 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(債権譲渡後の帳簿の備付け)

第二十三条の二 第十六条の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは、「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは、「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十三条の三 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、法第二十四条第二項において準用する法第十九条の帳簿を、譲り受けた債権に係る貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日(当該契約に基づき債権が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該債権の消滅した日から少なくとも十年間保存しなければならない。た

だし、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものである場合には、当該債権に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権のうち譲り受けたものに係る当該契約に定められた最終の返済期日（これらの債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

**（債権譲渡後の帳簿の閲覧方法）**

**第二十三条の四** 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、法第二十四条第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等（営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときに除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

**（債権譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者）**

**第二十三条の五** 法第二十四条第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条第二項において準用する法第十九条の二の債務者等（以下この条において単に「債務者等」という。）又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
  - 三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者
  - 四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者
- （債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）**
- 第二十四条** 法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、

訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

2 第十八条第二項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

**（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）**

**第二十五条** 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
  - 二 取り立てる債権に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。）
  - 三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号に掲げる事項を除く。）
  - 四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）
- （債権の再譲渡を受ける者に対する通知）**
- 第二十六条** 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）
  - 二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保の媒介にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

**（再譲渡年月日及び当該債権の額）**

四 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権の再譲渡を受ける者の承諾を得て、同条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、債権を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 債権を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た債権を譲り受けた者は、債権の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該債権の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**（保証業者に対する通知）**

**第二十六条の二** 法第二十四条の二第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 法第二十四条の二第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。

この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 貸金業者は、前項の規定により法第二十四条の二第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の二第一項の規定により通知すべきものを提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**（保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）**

**第二十六条の二の二** 法第二十四条の二第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

（保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

**第二十六条の二の三** 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

(保証等に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の二の四 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十二条の三第二項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第二十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びビソに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びビソ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヨ、タ及びビソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

7 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

8 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9 第十一号第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

第二十六条の四 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十五条第三項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第四項及び第十五条第五項の規定は、保証業者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4 法第二十四条の二第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、保証業者が、保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨

6 法第二十四条の二第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証業者が、保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち保証業者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨

7 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)

第二十六条の四の二 第十六条の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の四の三 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿

を、取得した保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、その消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 保証業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の四の四 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときに除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じ閲覧又は謄写をさせなければならない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧等請求権者)

第二十六条の四の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下この条において単に「債務者等」という。))又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者



(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

**第二十六条の五** 法第二十四条の第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

**2** 第十八条第二項の規定は、保証業者が法第二十四条の第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

**第二十六条の六** 法第二十四条の第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該保証業者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号に掲げる事項を除く。)

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

**第二十六条の七** 法第二十四条の第三項の規定による通知は、書面により行わなければならない。  
(受託弁済者に対する通知)

**2** 法第二十四条の第三項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

**3** 貸金業者は、前項の規定により法第二十四条の第三項の規定により通知すべきものを提供

しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

**4** 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の第三項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。  
(受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限)

**第二十六条の七の二** 法第二十四条の第三項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。  
(受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

**第二十六条の七の三** 法第二十四条の第三項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

**2** 法第二十四条の第三項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

**3** 法第二十四条の第三項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

**4** 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の第三項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

**第二十六条の七の四** 法第二十四条の第三項において準用する法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

**2** 第十二条の三第二項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

**第二十六条の八** 法第二十四条の第三項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

**2** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

**3** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

**4** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

**5** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

**6** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

**7** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第

三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

**8** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

**9** 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

**第二十六条の九** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第一項各号に掲げる事項とする。

**2** 第十五条第三項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

**3** 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

**4** 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、受託弁済者が前項の書面を作成する場合について準用する。

**5** 法第二十四条の三第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。  
一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨  
二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の

規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨

六 法第二十四条の三第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨

七 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の備付け）

第二十六条の九の二 第十六条の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の九の三 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した受託弁済に係る求償権等ごとく、当該求償権等の最終の返済期日（当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき）あつては、当該求償権等の消滅した日）から少

なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日（これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき）あつては、その消滅した日）のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 受託弁済者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法）

第二十六条の九の四 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとく（営業所等を有しない者にあつては、住所）又は居所）に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときに除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧等請求権者）

第二十六条の九の五 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の債務者等（以下この条において単に「債務者等」という。）又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

（受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁

済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

2 第十八条第二項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号）に掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保に係る事項を除く。））に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号

ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限り。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けなければならない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（譲り受けた保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）

第二十六条の十二の二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

2 第十八条第二項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号）に掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保に係る事項を除く。））に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号

ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限り。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けなければならない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（譲り受けた保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）

第二十六条の十二の二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

2 第十八条第二項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号）に掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したとき

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保に係る事項を除く。））に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十二の四 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十二条の三第二項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区

分に於て、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第一項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

7 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

8 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十四項及び第十五項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十五条第三項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5 法第二十四条の四第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べなければならない旨

6 法第二十四条の四第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に

規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち保証等に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べなければならない旨

7 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の備付け)

第二十六条の十四の二 第十六条の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の帳簿を、譲り受けた保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち譲り受けたものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、その消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の十四の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所地)に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときに除くほか、その営業時間内に請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者)

第二十六条の十四の五 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下この条において単に「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

2 第十八条第二項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第三十条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の原本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一号に掲げる事項(第十三条第三項第一号に掲げる事項を除く。)

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したと。
- 二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ(売渡担保にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。
- 三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びソに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。
- 四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)
- 五 再譲渡年月日及び当該債権の額

前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、同条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受ける旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。
- 二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ(売渡担保にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。
- 三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条

の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びソに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

五 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の五第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条の五第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、受託弁済者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 受託弁済者は、前項の規定により法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等について生命保険契約等の締結に係る制限)

第二十六条の十八の二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。  
(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

**第二十六条の十八の三** 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十六条の三第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十六条の三第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十六条の三第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十六条の三第三項の五第二項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

**第二十六条の十八の四** 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十二条の三第二項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

**第二十六条の十九** 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第一項後段に規定する内閣府令で定め

る事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

7 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

8 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十三条第九項及び第十五項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二

項において準用する法第二十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。  
(受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

**第二十六条の二十** 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五条第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十五条第三項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5 法第二十四条の五第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨  
二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨  
三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨

6 法第二十四条の五第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号

に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨  
二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項  
イ 第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの  
ロ ファイルへの記録の方式  
三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨  
四 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。  
(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の備付け)

**第二十六条の二十の二** 第十六条の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

**第二十六条の二十の三** 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の帳簿を、譲り受けた受託弁済に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等のうち譲り受けたものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつ



ては、その消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の二十四の四 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等(営業所等を有しない者にあつては、住所又は居所)に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときは除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧等請求権)

第二十六条の二十五 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下この条において単に「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者
四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2 第十八条第二項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項の規定に

より交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
二 取り立てる債権に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。)
三 取り立てる債権が極度方式貸付に係る契約に基づくものであるときは、当該契約の原本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一号に掲げる事項(第十三条第三項第一号に掲げる事項を除く。)
四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。
二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ(売渡担保にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。
三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びソに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用す

る法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

五 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、同条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受けた者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所(当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、記載を要しない。)

2 当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 法第二十一条第三号から第八号までに掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(手形の割引及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のもの(を除く。))。この場合において、第十三条第一項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項(第十三条第三項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで(手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ、レ及びヨからソまでに限る。))並びに法第二号ハに掲げる事項(第十三条第三項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。)

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第二十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項(第十二条の二第六項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。))。この場合において、第十二条の二第六項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ 保証契約の契約年月日

六 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

2 前項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項の規定に

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、債権を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該債権を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の三 削除

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)  
第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）
  - イ 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

- イ 当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ 保証契約の契約年月日

第二十六条の二十三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者につ

いて、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

四 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第六号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

五 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

九 再譲渡年月日及び当該債権の額

二 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

三 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

六 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、債権の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該債権の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の七 削除

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の八 保証業者が保証等に係る求償権等取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)
イ 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の年月日
ハ 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項
イ 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項
ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
ハ 第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。この場合において、同

項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

保証契約の契約年月日

(受託弁済者に対する通知)

第二十六条の二十三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十 削除

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に

基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
ロ 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
ハ 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項
イ 受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項
ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)
イ 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所



の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したこと。

二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

十 再譲渡年月日及び当該債権の額

二 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

三 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

五 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知

すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

六 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。

二 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

十 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。



3 受託弁済者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 受託弁済者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、受託弁済者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 受託弁済者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十七 削除  
(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)  
第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）
  - イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ 当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

- イ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲

げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日  
(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。

二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のもの（を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済

に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

二 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

十 再譲渡年月日及び当該債権の額

前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により

提供することができる。この場合において、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(貸金業者との密接な関係)

第二十六条の二十四 令第三條の七第四号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の意義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

イ 法第二十四条第二項に規定する貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者、法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等取得した場合における当該保証等に係る求償権等取得した保証業者又は法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)である場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合におけるその取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役及び執行役、当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場

合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。)の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の意義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。)及びロに掲げる者が個人である場合におけるこれらの親族

二 ロに掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員、当該主要株主の關係親法人(他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を一の法人又は当該法人及びその關係子法人(法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の意義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。)が自己又は他人の意義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。)、及びそれらの役員

ホ イから二までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の意義をもつて所有している場合における当該法人及びその關係子法人及びその役員

ヘ ホに掲げる法人の關係子法人、準關係子法人(關係子法人又は關係子法人及びその關係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の意義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。))及びそれらの役員

ト ニからへまでに掲げる役員(親族) 二 前号イに掲げる者の役員であつた者及び使用人並びに前号イからトまでに掲げる者が、当該貸金業者の役員を過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること

2 令第三條の七第五号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人の意義をもつて所有している前項第一号イに掲げる者の株式等に係る議決権の合計が、その者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

イ 当該貸金業者  
ロ 当該貸金業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主  
ハ イ又はロに掲げる者が個人である場合におけるこれらの親族  
ニ ロに掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員、当該主要株主の關係親法人、準關係親法人及びそれらの役員  
ホ イから二までに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の意義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員  
ヘ ホに掲げる法人の關係子法人、準關係子法人及びそれらの役員

ト ニからへまでに掲げる役員(親族) 二 当該貸金業者の役員であつた者及び使用人並びに前号イからトまでに掲げる者が、前項第一号イに掲げる者の役員を過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

(開始等の届出)

第二十六条の二十五 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六條第一項第一号、第四号から第七号まで又は第十三号に該当することとなつた場合  
二 貸金業者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第二十六条の二十七第三号において「法定代理人」という。)、役員又は重要な使用人が法第六條第一項第一号又は第四号から第七号までに該当することとなつた事実を知つた場合  
三 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合(法令の規定により法第二十四条の規定を適用しないこととされる場合を除く。)

四 役員又は使用人に貸金業の業務に關し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があつたことを知つた場合

五 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなつた場合  
六 第三者に貸金業の業務の委託を行つた場合又は当該業務の委託を行わなくなつた場合  
七 貸金業協会に加入又は脱退した場合  
2 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二十六条の二十五の二 非営利特例対象法人である貸金業者が第五條の六第一項の規定により、法第六條第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。  
一 純資産額が令第三條の二に定める金額に満たなくなつた貸金業者が引き続き貸金業を営む場合  
二 前号に掲げる場合に該当し、届出を行つた貸金業者が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五條の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2 非営利特例対象法人である貸金業者が第五條の八第一項の規定により、第五條の七第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなつた場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五條の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合  
二 当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五條の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合  
三 当該貸金業者が第五條の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合  
三 非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五條の六第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令

で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が特定貸付契約の締結を業として行う旨の決定をした場合

二 特定非営利金融法人が特定貸付契約の締結を業として行うことを中止する旨の決定をした場合

三 特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第二十四条の六の二第一号に該当する場合

合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合

合 次に掲げる事項

イ 信用情報提供契約（法第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。以下同じ。）を締結又は終了した年月日

ロ 信用情報提供契約の相手方の商号又は名称及び住所

三 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合

合 純資産額が令第三条の二に定める金額に満たなくなった年月日及び理由

四 第二十六条の二第五第一項第一号又は第二号に該当する場合

次に掲げる事項

イ 該当することとなった者の氏名

ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなった場合にあつては、同号に該当することとなった年月日及び理由

ハ 当該者が法第六条第一項第四号に該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ニ 当該者が法第六条第一項第五号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ホ 当該者が法第六条第一項第六号に該当することとなった場合にあつては、暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に該当した年月日

ハ 当該者が法第六条第一項第七号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及び通知の内容

(2) 行政手続法第十五条の規定による通知を受けた理由

(3) 廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日

ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日

(2) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日

(3) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由

五 第二十六条の二第五第一項第三号に該当する場合

次に掲げる事項

イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 譲渡年月日

ハ 譲渡した貸付に係る契約に基づく債権の元本の金額

六 第二十六条の二第五第一項第四号に該当する場合

次に掲げる事項

ロ 業務の委託の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

ハ 委託を行った又は委託を行わなくなった業務の内容

九 第二十六条の二第五第一項第七号に該当する場合

貸金業協会に加入又は脱退した年月日

第二十六条の二十六の二 第二十六条の二の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 第二十六条の二の二第一項第一号に該当する場合

非営利特例対象法人となつた年月日及び貸付に係る今後の事業計画

二 第二十六条の二の二第二項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合

非営利特例対象法人でなくなった年月日又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三 第二十六条の二の二第二項第二号に該当する場合

第五条の七第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四 第二十六条の二の二第二項第三号に該当する場合

第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

五 第二十六条の二の二第三項第一号に該当する場合

同号の決定をした年月日及び貸付に係る今後の事業計画

六 第二十六条の二の二第三項第二号に該当する場合

同号の決定をした年月日(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第二十四条の六の二第二号に該当する場合

信用情報提供契約を締結した場合は当該契約書の写し

二 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合

次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 個人である場合においては、第五条の九第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書(第五条第二項第三号に掲げる場合にあっては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)

三 第二十六条の二第五第一項第一号又は第二号に該当する場合

貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用者が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつたときには、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 第二十六条の二第五第一項第三号に該当する場合

債権譲渡に係る契約書の写し

五 第二十六条の二第五第一項第五号に該当する場合

貸金業者と保証業者との間の資本関係、人的関係及び取引関係を記載した書面

六 第二十六条の二第五第一項第六号に該当する場合

業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し

七 第二十六条の二第五第一項第七号に該当する場合

貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

第二十六条の二十七の二 第二十六条の二の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六の二に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二十六条の二の二第一項第一号に該当する場合

定款又は寄附行為及び第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面)

二 第二十六条の二の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合

次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいづれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の第二項第二号に該当する場合 第五条の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の第二項第三号に該当する場合 第五条の八第一項各号に掲げる要件のいづれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

五 第二十六条の二十五の第二項第一号に該当する場合 同号の決定があつたことを証する書面

六 第二十六条の二十五の第二項第二号に該当する場合 同号の決定があつたことを証する書面

第二十六条の二十八 法第二十四条の六の六第一項の規定による所在不明者の公告又は法第二十四条の六の八の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。(事業報告書の様式等)

第二十六条の二十九 法第二十四条の六の九の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

二 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。

三 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 最終事業年度に係る貸借対照表(関連する注記を含む。)又はこれに代わる書面

ロ 最終事業年度に係る損益計算書(関連する注記を含む。)又はこれに代わる書面

ハ 最終事業年度に係る株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)若しくは社員資本等変動計算書(関連する注記を含む。)又はこれに代わる書面

二 個人である場合においては、最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五条の六第一項の規定により法第六條第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三條第一項の登録を受けており、又は第五条の八第一項の規定により第五条の七第一項各号に掲げる基準に適合しているときみなされて登録を受けている場合(当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。)にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。(資格試験の基準)

第二十六条の三十 法第二十四条の七第一項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験(以下「資格試験」という。)は、貸金業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

第二十六条の三十一 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一 法及び関係法令に関すること。

二 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること。

三 資金需要者等の保護に関すること。

四 財務及び会計に関すること。

(受験手続)

第二十六条の三十二 資格試験を受けようとする者は、別紙様式第九号による貸金業務取扱主任者資格試験申込書を金融庁長官(法第二十四条の八第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が資格試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。

(資格試験の方法)

第二十六条の三十三 資格試験は、筆記試験により行う。

(資格試験の施行及び資格試験の期日等の公示)

第二十六条の三十四 資格試験は、毎年少なくとも一回行う。

二 金融庁長官は、資格試験を施行する期日、場所その他試験の施行に關し必要な事項をあらかじめ官報で公示しなければならない。

三 指定試験機関が試験事務を行う場合の前項の規定の適用については、同項中「金融庁長官」とあるのは「指定試験機関」と、「官報で」とあるのは「法第二十四条の十三第一項に規定する試験事務規程に定める方法」とする。

第二十六条の三十五 金融庁長官は、その行った資格試験に合格した者(以下「合格者」という。)の氏名又は受験番号を官報で公示し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。

二 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(合格者の名簿)

第二十六条の三十六 金融庁長官は、合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。

二 金融庁長官は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第二十六条の四十六第二項の合格者一覧表をもつて前項の名簿に代えることができる。

(指定の申請)

第二十六条の三十七 法第二十四条の八第二項の規定により申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 役員の名簿

四 現に行つている業務の概要

五 指定を受ける年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 試験事務規程(法第二十四条の十三第一項に規定する試験事務規程をいう。以下同じ。)

三 試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

四 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の

属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

六 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 申請に係る意思の決定を証する書類

八 役員名簿を記載した書類

九 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員名簿の誓約書

十 役員及び職員配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類(名称の変更等の届出)

第二十六条の三十八 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

二 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の変更又は解任の認可の申請)

第二十六条の三十九 指定試験機関は、法第二十四条の十第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする者の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

二 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該選任に係る者の就任承諾書

二 当該選任に係る者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 当該選任に係る者の旧氏及び名を当該選任に係る者の氏名に併せて前項の申請書に記載

属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

六 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 申請に係る意思の決定を証する書類

八 役員名簿を記載した書類

九 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員名簿の誓約書

十 役員及び職員配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類(名称の変更等の届出)

第二十六条の三十八 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

二 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の変更又は解任の認可の申請)

第二十六条の三十九 指定試験機関は、法第二十四条の十第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする者の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

二 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該選任に係る者の就任承諾書

二 当該選任に係る者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 当該選任に係る者の旧氏及び名を当該選任に係る者の氏名に併せて前項の申請書に記載

属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

六 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

七 申請に係る意思の決定を証する書類

八 役員名簿を記載した書類

九 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの規定に関する役員名簿の誓約書

十 役員及び職員配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類(名称の変更等の届出)

第二十六条の三十八 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

二 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の変更又は解任の認可の申請)

第二十六条の三十九 指定試験機関は、法第二十四条の十第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする者の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

二 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該選任に係る者の就任承諾書

二 当該選任に係る者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三 当該選任に係る者の旧氏及び名を当該選任に係る者の氏名に併せて前項の申請書に記載

した場合において、前号に掲げる書類が当該  
選任に係る者の旧氏及び名を証するものでな  
いときは、当該旧氏及び名を証する書面  
四 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの  
規定に関する役員の誓約書  
(試験委員の要件)

**第二十六条の四十** 法第二十四条の十一第一項の  
内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当  
する者であることとする。  
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六  
号)による大学において民事法学又は行政法  
学に関する科目を担当する教授若しくは准教  
授の職にあり、又はあつた者その他これらの  
者に相当する知識及び経験を有する者  
二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつ  
た者で、第二十六条の三十一各号に掲げる事  
項について専門的な知識を有するもの  
(試験委員の選任又は解任の届出)

**第二十六条の四十一** 指定試験機関は、法第二十  
四条の十一第二項の規定による届出をしようと  
するときは、次に掲げる事項を記載した届出書  
を金融庁長官に提出しなければならない。  
一 試験委員(法第二十四条の十一第一項に規  
定する試験委員をいう。次項及び次条第五号  
において同じ。)の氏名  
二 選任又は解任の理由  
三 選任の場合にあつては、その者の略歴  
四 前項の場合において、選任の届出をしようと  
するときは、同項の届出書に、当該選任した試  
験委員が前条に規定する要件を備えていること  
を証明する書類の写しを添えなければならない。  
(試験事務規程の記載事項)

**第二十六条の四十二** 法第二十四条の十三第一項  
前段に規定する内閣府令で定める試験事務の実  
施に関する事項は、次のとおりとする。  
一 組織及び運営に関する事項  
二 試験事務を行う時間及び休日に関する事項  
三 試験事務を行う事務所及び試験地に関する  
事項  
四 受験手数料(法第二十四条の二十二第一項  
に規定する受験手数料をいう。)の収納の方  
法に関する事項  
五 試験委員の選任に関する事項  
六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項  
七 試験事務の一部の処理の第三者への委託に  
関する事項

八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関  
する事項  
九 資格試験の実施に係る公示の方法に関する  
事項  
十 その他試験事務の実施に関し必要な事項  
(試験事務規程の認可の申請)  
**第二十六条の四十三** 指定試験機関は、法第二十  
四条の十三第一項前段の規定により認可を受け  
ようとするときは、その旨を記載した申請書  
に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これ  
を金融庁長官に提出しなければならない。  
2 指定試験機関は、法第二十四条の十三第一項  
後段の規定により認可を受けようとするとき  
は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁  
長官に提出しなければならない。  
一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由  
三 変更の理由  
(事業計画等の認可の申請)  
**第二十六条の四十四** 指定試験機関は、法第二十  
四条の十四第一項前段の規定により認可を受け  
ようとするときは、その旨を記載した申請書  
に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書  
を添え、これを金融庁長官に提出しなければな  
らない。  
2 指定試験機関は、法第二十四条の十四第一項  
後段の規定により認可を受けようとするとき  
は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁  
長官に提出しなければならない。  
一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由  
(帳簿の備付け等)  
**第二十六条の四十五** 法第二十四条の十五に規定  
する内閣府令で定める事項は、次のとおりとす  
る。  
一 試験年月日  
二 試験地  
三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所  
及び可否の別  
四 資格試験の合格年月日(合格者の氏名又は  
受験番号を公示した日)をいう。次条第一項第  
六号及び第二十六条の五十一第一項第二号に  
おいて同じ。)  
2 指定試験機関は、法第二十四条の十五に規定  
する帳簿を、試験事務を廃止するまで保存しな  
ければならない。

3 指定試験機関は、資格試験に用いた資格試験  
の問題用紙、資格試験を実施した日から三年間保  
存しなければならない。  
(試験結果の報告)  
**第二十六条の四十六** 指定試験機関は、試験事務  
を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を  
記載した報告書を金融庁長官に提出しなければ  
ならない。  
一 試験年月日  
二 試験地  
三 受験申込者数  
四 受験者数  
五 合格者数  
六 資格試験の合格年月日  
2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏  
名、生年月日及び住所を記載した合格者一覽表  
を添えなければならない。  
(試験事務の休廃止の許可)  
**第二十六条の四十七** 指定試験機関は、法第二十  
四条の十八第一項の規定により許可を受けよう  
とするときは、次に掲げる事項を記載した申請  
書を金融庁長官に提出しなければならない。  
一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の  
範囲  
二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び  
休止しようとする場合にあつては、その期間  
三 休止又は廃止の理由  
(試験事務の引継ぎ)  
**第二十六条の四十八** 指定試験機関は、法第二十  
四条の二十一第二項に規定するときは、次に掲  
げる事項を行わなければならない。  
一 試験事務を金融庁長官に引き継ぐこと。  
二 試験事務に関する帳簿及び書類を金融庁長  
官に引き継ぐこと。  
三 その他金融庁長官が必要と認める事項  
(合格の取消し等の報告)  
**第二十六条の四十九** 指定試験機関は、資格試験  
に関する不正行為に関係のある者に対して、法  
第二十四条の二十三第三項において読み替えて  
適用する同条第一項の規定により、その受験を  
停止させ、その資格試験を無効とし、若しくは  
合格の決定を取り消し、又は同条第三項におい  
て読み替えて適用する同条第二項の規定によ  
り、期間を定めて資格試験を受けることができ  
ないものとしたときは、遅滞なく、次に掲げる  
事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しな  
ければならない。

一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所  
二 処分内容及び処分を行った年月日  
三 不正の行為の内容  
(登録講習)  
**第二十六条の五十** 法第二十四条の二十五第二項  
の講習(以下「登録講習」という。)は、次の  
いずれにも該当するものでなければならない。  
一 正当な理由なく受講を制限する講習でない  
こと。  
二 法第二十四条の三十八第一項の表の上欄に  
掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に  
掲げる講師により行われる講習であること。  
三 第二十六条の六十三各号に掲げる基準に適  
合する講習であること。  
四 講習事務規程(法第二十四条の四十二第一  
項に規定する講習事務規程をいう。以下同  
じ。)に基づき行われる講習であること。  
(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等)  
**第二十六条の五十一** 法第二十四条の二十五第四  
項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲  
げるものとする。  
一 本籍(日本の国籍を有しない者にあつて  
は、その者の有する国籍)及び性別  
二 資格試験の合格年月日及び合格証書番号  
三 貸金業者の業務に従事する者にあつては、  
当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録  
番号(登録番号の括弧書きについては、記載を  
省略することができる。)  
四 登録番号及び登録年月日  
2 貸金業務取扱主任者登録簿の様式は、別紙様  
式第十号によるものとする。  
(主任者登録の申請)  
**第二十六条の五十二** 法第二十四条の二十五第一  
項に規定する貸金業務取扱主任者の登録(以下  
「主任者登録」という。)を受けようことができる  
者がその登録を受けようとするときは、別紙様  
式第十一号による貸金業務取扱主任者登録申請  
書を金融庁長官に提出しなければならない。  
2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以  
内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦  
の長さ三センチメートル、横の長さ二・四セン  
チメートルの写真を貼付しなければならない。  
3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を  
添付しなければならない。  
一 法第二十四条の二十七第一項第二号に規定  
する破産手続開始の決定を受けて復権を得な  
い者に該当しない旨の市町村の長の証明書

した場合において、前号に掲げる書類が当該  
選任に係る者の旧氏及び名を証するものでな  
いときは、当該旧氏及び名を証する書面  
四 法第二十四条の八第五項第四号イ又はロの  
規定に関する役員の誓約書  
(試験委員の要件)  
**第二十六条の四十** 法第二十四条の十一第一項の  
内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当  
する者であることとする。  
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六  
号)による大学において民事法学又は行政法  
学に関する科目を担当する教授若しくは准教  
授の職にあり、又はあつた者その他これらの  
者に相当する知識及び経験を有する者  
二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつ  
た者で、第二十六条の三十一各号に掲げる事  
項について専門的な知識を有するもの  
(試験委員の選任又は解任の届出)  
**第二十六条の四十一** 指定試験機関は、法第二十  
四条の十一第二項の規定による届出をしようと  
するときは、次に掲げる事項を記載した届出書  
を金融庁長官に提出しなければならない。  
一 試験委員(法第二十四条の十一第一項に規  
定する試験委員をいう。次項及び次条第五号  
において同じ。)の氏名  
二 選任又は解任の理由  
三 選任の場合にあつては、その者の略歴  
四 前項の場合において、選任の届出をしようと  
するときは、同項の届出書に、当該選任した試  
験委員が前条に規定する要件を備えていること  
を証明する書類の写しを添えなければならない。  
(試験事務規程の記載事項)  
**第二十六条の四十二** 法第二十四条の十三第一項  
前段に規定する内閣府令で定める試験事務の実  
施に関する事項は、次のとおりとする。  
一 組織及び運営に関する事項  
二 試験事務を行う時間及び休日に関する事項  
三 試験事務を行う事務所及び試験地に関する  
事項  
四 受験手数料(法第二十四条の二十二第一項  
に規定する受験手数料をいう。)の収納の方  
法に関する事項  
五 試験委員の選任に関する事項  
六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項  
七 試験事務の一部の処理の第三者への委託に  
関する事項



二 法第二十四条の二十七第一項第一号及び第三号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

三 主任者登録の申請の日前六月以内に行われた登録講習に係る第二十六条の六十三第五号に規定する修了証明書の写し（資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を申請する場合を除く。）

4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報のうち同法第七号第八号の二に規定する個人番号以外のものをいう。）について、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 旧氏及び名を、氏名に併せて第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

5 第三項第二号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。

（心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者）

第二十六条の五十二の二 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（主任者登録の通知等）

第二十六条の五十三 金融庁長官は、主任者登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該主任者登録に係る者に書面により通知しなければならない。

2 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者が法第二十四条の二十七第一項各号のいずれかに該当する者であるときは、その主任者登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

（主任者登録の変更）

第二十六条の五十四 法第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更を申請しようとする者は、別紙様式第十三号による登録変更申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項に規定する登録変更申請書の提出があつたときは、遅滞なく、主任者登録の変更を申請した者に通知しなければならない。

（死亡等の届出の様式）

第二十六条の五十五 法第二十四条の二十九の規定による届出は、別紙様式第十四号による死亡等届出書により行うものとする。

（主任者登録の抹消）

第二十六条の五十六 金融庁長官は、法第二十四条の三十一の規定により主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者又はその法定代理人、同居の親族若しくは相続人に通知しなければならない。

（主任者登録の更新）

第二十六条の五十七 第二十六条の五十八から第二十六条の五十三までの規定は、法第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新について準用する。

（貸金業協会の登録事務）

第二十六条の五十八 金融庁長官は、法第二十四条の三十三第一項の規定に基づき、貸金業協会又は一部を行わせるものとする。

一 主任者登録

二 法第二十四条の二十六第一項（法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理

三 法第二十四条の二十六第四項及び第二十四条の二十七第二項（これらの規定を法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

四 法第二十四条の二十七第一項（法第二十四条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理

五 法第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更の申請の受理

六 法第二十四条の二十九の規定による死亡等の届出の受理

七 法第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消し

八 法第二十四条の三十一の規定による主任者登録の抹消

（金融庁長官への届出）

第二十六条の五十九 貸金業協会は、法第二十四条の三十三第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 処理した主任者登録に係る貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日

二 処理した主任者登録に関する事務の内容及び処理した年月日

三 前号に掲げる事務の内容が主任者登録の抹消である場合には、その理由

（登録講習機関の登録等の申請）

第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二号ハ及び第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

ハ 役員の名簿又は商号若しくは名称及び略歴を記載した書類

二 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 略歴を記載した書類

ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ 旧氏及び名を、氏名に併せて申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三 登録講習が法第二十四条の三十八第一項別表の上欄に掲げる科目（以下「登録講習科目」という。）について、同表の下欄に掲げる講師（第二十六条の六十三第四号及び第二十六条の六十九第一項第三号において「登録講習講師」という。）により行われるものであることを証する書類

四 登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録等を受けようとする者が法第二十四条の三十七各号（法第二十四条の三十九第二項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

（登録講習機関登録簿の記載事項）

第二十六条の六十一 法第二十四条の三十八第二項第四号（法第二十四条の三十九第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、法第二十四条の二十五第二項本文に規定する登録講習機関（以下単に「登録講習機関」という。）が法人である場合における役員の名簿又は商号若しくは名称とする。

（登録講習機関の登録の更新の申請期間）

第二十六条の六十二 法第二十四条の三十九第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

（登録講習事務の実施基準）

第二十六条の六十三 法第二十四条の四十の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 登録講習を毎年一回以上行うこと。

二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね六時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は金融庁長官が定める時間とする。

三 登録講習科目に応じ金融庁長官が定める事項を含む適切な内容の教材（以下「登録講習教材」という。）を用いること。

四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に回答すること。

五 登録講習の課程を修了した者（以下「登録講習修了者」という。）に対して、別紙様式第十六号による修了証明書を交付すること。

六 不正な受講を防止するための措置を講ずること。

七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を講習事務規程で定める方法で公示すること。

八 登録講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（登録講習機関の登録事項の変更の届出）

第二十六条の六十四 登録講習機関は、法第二十四条の四十一の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

（登録講習機関の登録事項の変更の届出）

第二十六条の六十四 登録講習機関は、法第二十四条の四十一の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由

**第二十六条の六十五** 法第二十四条の四十二第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 登録講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録講習の実施方法に関する事項
- 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
- 八 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項
- 九 修了証明書の交付に関する事項

十 帳簿（法第二十四条の四十七に規定する帳簿をいう。第二十六条の六十九第二項及び第二十六条の七十三第二号において同じ。）その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項

十一 不正受講者の処分に関する事項  
十二 その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

**第二十六条の六十六** 登録講習機関は、法第二十四条の四十三の規定により登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

**第二十六条の六十七** 法第二十四条の四十四第二項第三号の内閣府令で定める方法は、登録講習機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。  
（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

**第二十六条の六十八** 法第二十四条の四十四第二項第四号の内閣府令で定めるものは、次に掲げ

るもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 登録講習機関の使用に係る電子計算機と主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 登録講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて主任者登録を受けた者その他利害関係人の閲覧に供し、当該主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 前項各号に掲げる方法は、主任者登録を受けた者その他利害関係人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録講習機関の使用に係る電子計算機と、主任者登録を受けた者その他利害関係人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  
（帳簿の備付け等）

**第二十六条の六十九** 法第二十四条の四十七の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所
- 三 講義を行った登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及びその時間
- 四 受講者の氏名、生年月日及び住所（申請者が貸金業務取扱主任者である場合にあつては、その登録番号を含む）
- 五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付年月日及び修了番号

六 登録講習機関は、帳簿を登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。  
七 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

八 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

（登録講習事務の実施結果の報告）

**第二十六条の七十** 登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録講習の実施年月日
- 二 登録講習の実施場所
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数
- 五 登録講習修了者数

二 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日、住所及び貸金業務取扱主任者の登録番号並びに登録講習の修了年月日、修了証明書の交付年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表並びに登録講習に用いた登録講習教材を添えなければならない。

（金融庁長官が行う講習の受講手続）

**第二十六条の七十一** 法第二十四条の四十八第一項の規定により金融庁長官が行う講習を受けようとする者は、別紙様式第十七号による貸金業務取扱主任者講習受講申込書を金融庁長官に提出しなければならない。

（金融庁長官が行う講習の修了）

**第二十六条の七十二** 金融庁長官は、前条の講習の課程を修了した者に対して、講習の課程を修了したことを証する書面を交付するものとする。

（登録講習事務の引継ぎ）

**第二十六条の七十三** 登録講習機関は、法第二十四条の四十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録講習事務を金融庁長官に引き継ぐこと
- 二 帳簿その他の登録講習事務に関する書類を金融庁長官に引き継ぐこと
- 三 その他金融庁長官が必要と認める事項

（協会設立の認可申請書の添付書類）

**第二十六条の七十四** 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 役員履歴書
- 二 役員住民票の抄本又はこれに代わる書類
- 三 役員旧氏及び名を当該役員旧氏名に併せて法第二十七条第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

四 役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類  
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

**第二十六条の七十五** 法第二十八条第二項第二号イ及び第三十九条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

**第二十六条の七十六** 令第四条に規定する割合の算定は、当該割合の算定を行おうとする日における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を直前に金融庁長官により公表された全ての貸金業者の数の数で除して行うものとする。

二 金融庁長官は、毎月末日における全ての貸金業者の数を調査集計し、その集計結果を可能な限り速やかに公表しなければならない。

（貸金業協会の金融庁長官等に対する協力）

**第二十七条** 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。

- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請、法第八条第一項、第十条第一項又は第二十四条の六の二の規定による届出及び法第二十四条の六の九の規定による事業報告書の提出
- 二 法第二十四条の六の十第一項の規定による報告又は資料の提出

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

**第二十七条の二** 法第四十一条の十三第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（信用情報の規模）

**第二十八条** 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者（法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。第三十条の二十二、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号を除き、以下同じ。）の数及び保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額とする。

2 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 加入貸金業者の数が百以上であること。
- 二 保有する個人信用情報に係る貸付けの残高（加入貸金業者を債権者とする貸付けに係るものに限る。）の合計額が五兆円以上であること。

**(財産的基礎)**

**第二十九条** 法第四十一条の十三第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、法第四十一条の十四第二項第四号に規定する貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

(指定申請の添付書類)

**第三十条** 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面（登録番号の括弧書については、記載を省略することができ。）
- 二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第九号において「申請者」という。）の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 三 申請者の親会社及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面
- 四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- 五 役員の前氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の十四第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 六 役員が法第四十一条の十三第一項第四号口に該当しない旨の官公署の証明書（役員が外

国人である場合には、別紙様式第十八号により作成した誓約書）

- 七 別紙様式第十九号により作成した役員履歴書（役員が法人であるときは、当該役員履歴書の事項証明書及び別紙様式第二十号により作成した沿革）
- 八 信用情報提供等業務に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 九 申請者の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める指定の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面
- イ 会社法第二十一条に規定する会計監査人設置会社 同法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告
- ロ イに掲げるもののほか、公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告
- 十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

**(役員の兼職の制限)**

**第三十条の二** 法第四十一条の十五に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 貸金業を営む法人
- 二 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役員提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号（以下この条において「証券等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役員提供を受けようとする者（以下この条において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役員提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員提供の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該金額を交付する業務を営む法人
- 三 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役員提供を受ける条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員提供の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務
- 四 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業
- 五 債務の保証
- 六 リース業

くは権利の購入又は役員提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員提供の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務を営む法人

- 四 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）第二条第三項に規定する債権回収会社
- 五 業として債務の保証を営む法人
- 六 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（次項第六号において「リース業」という。）を営む法人

2 法第四十一条の十五に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 貸金業
- 二 証券等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役員提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員提供の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該金額を交付する業務
- 三 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役員提供を受ける条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員提供の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務
- 四 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業
- 五 債務の保証
- 六 リース業

**第三十条の三**

指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、法第四十一条の十五の規定により、前条第一項各号に掲げる法人（以下この条において「他の法人」という。）の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は前条第二項各号に掲げる事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該指定信用情報機関を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

- 1 理由書
- 二 履歴書
- 三 指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
- 四 他の法人の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書面
- 五 現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 六 新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 八 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る指定信用情報機関の代表者若しくは常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の法人を代表し若しくは常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。
- 九 第一項の規定による指定信用情報機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

**第三十条の四**

指定信用情報機関は、法第四十一条の十八第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し

- 一 理由書
- 二 履歴書
- 三 指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
- 四 他の法人の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書面
- 五 現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 六 新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 八 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る指定信用情報機関の代表者若しくは常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の法人を代表し若しくは常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。
- 九 第一項の規定による指定信用情報機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

た承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）

二 兼業業務の開始年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類  
二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書類

三 兼業業務の運営に関する規則  
兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類

（兼業業務の廃止の届出）

第三十条の五 指定信用情報機関は、法第四十一条の十八第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官に届出するものとする。

一 廃止したその業務の内容  
二 廃止した年月日  
三 廃止の理由

（業務の一部委託の承認申請）

第三十条の六 指定信用情報機関は、法第四十一条の十九第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地  
二 委託する業務の内容及び範囲  
三 委託の期間

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書  
二 業務の委託契約の内容及び記載した書面  
三 受託者が法第四十一条の十三第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の役員が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五 受託者の登記事項証明書  
六 受託者の定款又は寄附行為  
七 委託する業務の実施方法を記載した書面

八 受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

九 受託者の役員の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

十 受託者の役員の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

十一 受託者の役員の旧氏及び名を当該受託者の役員の氏名に併せて第九号の書面に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該受託者の役員旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

十二 受託者の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

十三 受託者の取締役（業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務の一部委託の承認基準）

第三十条の七 金融庁長官は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。

二 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。

三 受託者が法第四十一条の十三第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

四 受託者の役員が法第四十一条の十三第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

（業務規程の記載事項）

第三十条の八 法第四十一条の二十第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 信用情報提供等業務を行う時間及び休日に関する事項  
二 従業者の監督体制に関する事項  
三 信用情報提供等業務に関する記録の作成に関する事項

四 信用情報提供契約に関する契約約款に関する事項  
五 信用情報提供等業務において取り扱う信用情報についての資金需要者等の同意に関する事項

六 信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けけないために必要な措置に関する事項

七 個人情報保護に関する法律第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に係る措置に関する事項

八 その他信用情報提供等業務に関し必要な事項

（信用情報提供等業務に関する記録の記録事項等）

第三十条の九 法第四十一条の二十二の規定により、指定信用情報機関は信用情報提供等業務に関し、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

一 個人信用情報の提供を依頼した加入貸金業者の氏名若しくは商号若しくは名称又は当該加入貸金業者を特定するに足りる符号（他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼のあつた当該他の指定信用情報機関の加入貸金業者の氏名若しくは商号若しくは名称又は当該加入貸金業者を特定するに足りる符号）

二 個人信用情報の提供を依頼された個人の氏名

三 個人信用情報の提供の依頼のあつた日時

四 提供した個人信用情報の内容

2 前項に規定する記録は、作成後三年間これを保存するものとする。

（届出事項）

第三十条の十 指定信用情報機関は、法第四十一条の二十八の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十一条の二十八第一号に掲げる場合  
信用情報提供契約を締結又は終了した日及び貸金業者の氏名又は商号若しくは名称

二 次項第六号に掲げる場合  
次に掲げる事項  
イ 事故の概要

三 改善策

四 次項第七号又は第八号に掲げる場合  
次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称  
ロ 行為をした役員（次項第七号及び第八号において「役員等」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要  
二 改善策

2 法第四十一条の二十八第三号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 その親会社又は子法人（指定信用情報機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置又は事業の内容を変更したとき。

三 その親会社が親会社でなくなったとき。

四 その子法人が子法人でなくなったとき、又はその子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 その総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主、社員又は出資者により取得又は保有されることとなつたとき。

六 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生したとき。

七 指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員等が信用情報提供等業務（業務の一部の委託にあつては、当該指定信用情報機関が委託する業務にかかるとに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知つたとき。

八 加入貸金業者又はその役員等が法第四十一条の三十五、第四十一条の三十六若しくは第四十一条の三十八の規定又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行つたことを知つたとき。

3 前項第七号又は第八号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用情報機関が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

4 第二条第二項の規定は、第二項第二号又は第五号の場合において指定信用情報機関が保有する議決権又は一の株主、社員若しくは出資者が取得し、若しくは保有することとなつた議決権について準用する。

(業務及び財産に関する報告書の提出)  
第三十条の十一 法第四十一条の二十九第一項の規定による指定信用情報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類(会社でない場合にあつては、これに代わる書面)を添付しなければならない。  
3 指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。  
5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(個人信用情報の提供を必要としない契約)  
第三十条の十二 法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、第一条の二三各号に掲げるものとする。

第三十条の十二の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、前条に規定するもののほか、特定貸付契約とする。  
(個人信用情報に含まれる事項)  
第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

- 一 氏名(ふりがなを付す。)
- 二 住所
- 三 生年月日
- 四 電話番号
- 五 勤務先の商号又は名称
- 六 運転免許証等の番号(当該個人顧客が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。)
- 七 加入貸金業者が、本人確認書類(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。)の提示を受ける方法により本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認書類)に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
- 八 当該個人顧客が第十条の二十三第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)
- 九 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 貸付けの残高(極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額)
  - 二 元本又は利息の支払の遅延の有無
  - 三 第十条の二十一第一項第一号から第七号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。)の提示を受ける方法により本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認書類)に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

八 当該個人顧客が第十条の二十三第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの(同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。)及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号(当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。)

九 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貸付けの残高(極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額)
- 二 元本又は利息の支払の遅延の有無
- 三 第十条の二十一第一項第一号から第七号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

(信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合)  
第三十条の十四 法第四十一条の三十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる時前に締結した貸付けに係る契約及びその時前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合(当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。)とする。

一 貸金業者と信用情報提供契約を締結している信用情報に関する機関が、法第四十一条の十三第一項の指定信用情報提供契約を締結している貸金業者が指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した時

- 二 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(法第四十一条の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。)である場合は、この限りでない。
  - 一 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
  - 二 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意
- 三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを法第四十一条の二十四第一項の規定による

2 法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第一条の二三各号に掲げる契約とする。

第三十条の十四の二 貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定するもののほか、特定貸付契約とする。  
(信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等)

第三十条の十五 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関(法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。)に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の依頼(当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 第三十条の十四第一項に規定する場合  
二 当該配偶者が第十条の二十三第三号に掲げる契約を締結している場合(当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合(当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。)に限る。)

加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(法第四十一条の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。)である場合は、この限りでない。

- 一 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
- 二 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意

- 三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを法第四十一条の二十四第一項の規定による

依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意  
3 加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合には、次条に定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。(信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)

第三十条の十六 加入貸金業者は、法第四十一条の三十六第三項及び前条第三項に規定する同意に関する記録を、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。  
(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定)  
第三十条の十七の二 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。)に金融庁長官により公表されている貸金業者(次条及び第三十条の二十二第二項において「全ての貸金業者」という。)の数で除して行うものとする。

- 一 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
- 二 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意



(貸金業者に対する意見聴取等)  
第三十条の十八 法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。  
二 当該申請をしようとする者は、全ての貸金業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四項、次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先  
ロ 説明会の開催年月日時及び場所  
ハ 貸金業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合)に、その最後の説明会の開催日(一)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨  
三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。  
四 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所  
二 全ての貸金業者の説明会への出席の有無  
三 全ての貸金業者の意見書の提出の有無  
四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無  
五 提出を受けた意見書に法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由  
六 前項の書類には、貸金業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

(指定申請書の提出)  
第三十条の十九 法第四十一条の四十第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(指定申請書の添付書類)  
第三十条の二十 法第四十一条の四十第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。  
一 法第四十一条の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十条の二十六第三項第三号において同じ。))である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)  
二 法第四十一条の三十九第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類  
三 法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十条の十八第一項第二号の規定により全ての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等  
二 全ての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類  
三 貸金業者に対して業務規程を送付した場合に、当該貸金業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類  
イ 到達した場合 到達した年月日  
ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因  
四 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第三十条の二十九第二項において同じ。))の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面  
二 申請者の親法人(申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。))の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面  
三 役員(法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。))の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面  
四 役員(旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面)  
五 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)  
六 役員(旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面)  
七 紛争解決委員(法第四十一条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。第三十条の二十七第二項第三号において同じ。))の候補者並びに紛争解決業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この号及び次号並びに第三十条の二十九において「役員等」という。))の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面  
八 役員等が、暴力団員等(法第六条第一項第六号に規定する暴力団員等をいう。第三十条の二十九第一項第二号において同じ。))でないことを当該役員等が誓約する書面  
九 その他参考となるべき事項を記載した書類(業務規程で定めるべき事項)

第三十条の二十一 法第四十一条の四十四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。  
一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

第三十条の二十一 法第四十一条の四十四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。  
一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項  
三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項  
四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項  
五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項(手続実施基本契約の内容)

第三十条の二十二 法第四十一条の四十四第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入貸金業者(法第四十一条の四十二第二項に規定する加入貸金業者をいう。以下この条、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号において同じ。))に係る資金需要者等(法第四十一条の四十二第二項に規定する資金需要者等をいう。第三十条の二十五第一項、第三十条の二十六第三項第三号及び第三十条の二十七第一項において同じ。))の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入貸金業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。  
(実質的支配者等)  
第三十条の二十三 法第四十一条の四十四第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないこと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有し

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有し

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有し

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有し

ていない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員又は役員等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員等の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者が出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第三十条の二十四 法第四十一条の四十四第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の

関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員等の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十条の二十五 法第四十一条の四十八の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦

情処理手続に關し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入貸金業者に係る資金需要者が貸金業務関連苦情（法第二条第二十項に規定する貸金業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入貸金業者に係る資金需要者等及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入貸金業者の商号、名称又は氏名

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十条の二十六 法第四十一条の五十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第四十一条の四十四第一項第五号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいづれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る貸金業務関連紛争（法第二条第二十一項に規定する貸金業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 法第四十一条の五十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいづれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第四十一条の五十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 貸金業務関連苦情を処理する業務又は貸金業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、資金需要者等の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいづれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

（貸金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明）

第三十条の二十七 指定紛争解決機関は、法第四十一条の五十三第八項に規定する説明をするに当たり貸金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第四十一条の五十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第四十一条の五十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている貸

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明（）

金業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該貸金業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第三十条の二十八 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第四十一条の五十第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案(法第四十一条の四十四第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(指定紛争解決機関の届出事項)

第三十条の二十九 指定紛争解決機関は、法第四十一条の五十六の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十一条の五十六第一号に掲げる場合

合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び貸金業者の商号、名称又は氏名

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないこと

の当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 貸金業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にできないと見込まれる理由及び当該貸金業者の商号、名称又は氏名

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称  
ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名  
ハ 行為の概要

二 改善策

2 法第四十一条の五十六第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。  
一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人(指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。)又は子法人(指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。)が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。  
四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 法第四十一条の四十一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。  
七 貸金業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務(業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。)を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入貸金業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)  
第三十条の三十 法第四十一条の五十七第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争

解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。  
2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。  
(經由官庁)

第三十一条 法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)  
第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法令又はこの府令の規定による登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可に関する申請に対する処分は、一月以内にするよう努めるものとする。

一 法第四十一条の四十四第七項の規定による認可  
二 法第四十一条の六十第一項の規定による認可

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含むものとする。  
一 当該申請を補正するために要する期間  
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日(昭和五十八年十一月一日)から施行する。

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

2 利息制限法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第五十一号)の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号、次項において「消費税法一部改正法」という。))第二条の規定による消費税法(昭和六十六年法律第八十号)第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号、次項において「地方税法等一部改正法」という。))第一条の規定による地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。)を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第場	場合又は同号二に掲げる事項
二項第一号に	はのうち利息制限法第六条第二
イ及び第四、	当項第三号に掲げる費用に変更
項第一号イ該	を加える場合には、それぞれ
第十三条第第	二附則第二項の規定により読み
十項	替えて適用する第二項
第十三条第第	四附則第二項の規定により読み
十二項	替えて適用する第四項

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

3 利息制限法施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第九十三号)の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更(消費税法一部改正法第三十三条の規定による消費税法第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び地方税法等一部改正法第二条の規定による地方税法第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。)を

行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第百条	場合又は同号二に掲げる事項	第十三条第百条	場合又は同号二に掲げる事項
第二項第一号	はのうち利息制限法第六条第二	第二項第一号	はのうち利息制限法第六条第二
イ及び第四	、当項第三号に掲げる費用に変更	イ及び第四	、当項第三号に掲げる費用に変更
項第一号イ該	を加える場合には、それぞれ	項第一号イ該	を加える場合には、それぞれ
	変更を加えた		変更を加えた
第十三条第百条	附則第三項の規定により読み	第十三条第百条	附則第三項の規定により読み
第十項	替えて適用する第二項	第十項	替えて適用する第二項
第十三条第百条	附則第三項の規定により読み	第十三条第百条	附則第三項の規定により読み
第十二項	替えて適用する第四項	第十二項	替えて適用する第四項

4 個人顧客が新型コロナウイルス感染症（新型

インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四  
年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規  
定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下  
この項において同じ。）の患者その他新型コロ  
ナウイルス感染症の発生及びそのまん延により  
第十条の二十三第一項第四号若しくは第十条  
の二十八第一項第三号の規定による事業計  
画、収支計画及び資金計画、第十条の二十三第  
二項第二号の二〇（二）に定める書面又は同項  
第三号若しくは同項第四号に掲げる書面そ  
の他の資料を提出することが困難となつた者  
（次項において「特例対象者」という。）である  
場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用  
については、同法附則第一条の二第一項の政令  
で定める日までの間は、これらの規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句とする。

第十条の二十三	三月	六月	
第一項第二号の			
第二八			
第十条の二十三	事業計画、収支営む事業の状	第十条の二十三	事業計画、収支営む事業の状
第一項第四号ロ	計画及び資金計況、収支の状	第一項第四号ロ	計画及び資金計況、収支の状
	画（この号に掲		画（この号に掲
	げらるる状況及び資金繰		げらるる状況及び資金繰
	り		り
	の状況		の状況
	貸付けの金額が		貸付けの金額が
	百万円を超えな		百万円を超えな
	いものであると		いものであると
	きは、当該個人		きは、当該個人
	顧客の営む事業		顧客の営む事業
	の状況、収支の		の状況、収支の
	状況及び資金繰		状況及び資金繰

第十條の二十三  
書面  
第二項第二号の  
二〇（二）  
り  
の状況。以下  
（同じ。）  
書面又は当該  
特定緊急貸付  
契約の相手方  
である個人顧  
客から申告を  
受けた当該費  
用の見積額を  
記載した書面

第十條の二十三	三月	六月	
第一項			
第十條の二十三	事業計画、収支営む事業の状	第十條の二十三	事業計画、収支営む事業の状
第二項第四号ロ	計画及び資金計況、収支の状	第二項第四号ロ	計画及び資金計況、収支の状
	画		画
	況及び資金繰		況及び資金繰
	り		り
	の状況		の状況
	貸付けの金額が		貸付けの金額が
	百万円を超えな		百万円を超えな
	いものであると		いものであると
	きは、当該個人		きは、当該個人
	顧客の営む事業		顧客の営む事業
	の状況、収支の		の状況、収支の
	状況及び資金繰		状況及び資金繰

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正す  
る内閣府令（令和二年内閣府令第十二号）の施  
行の日から新型インフルエンザ等対策特別措置  
法附則第一条の二第一項の政令で定める日ま  
での間に、特例対象者である個人顧客との間で第  
十條の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係  
る契約を締結した場合において、当該個人顧客  
が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出する  
ことができないときは、同項の規定にかかわら  
ず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を  
締結した日から六月を経過する日までの間は、  
当該書面に代えて、当該書面を提出することが  
できない理由を記載した書面を保存することが  
できる。

6 令和二年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例

個人顧客が令和二年七月豪雨に際し災害救助  
法（昭和二十二年法律第十八号）が適用され  
た同法第二条に規定する市町村の区域に住所又  
は居所を有する者（次項において「特例対象  
者」という。）である場合における次の表の上  
欄に掲げる規定の適用については、令和三年一  
月三十一日までの間は、これらの規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句とする。

第十條の二十三  
三月  
第一項第二号の  
二八  
事業計画、収支営む事業の状  
画（この号に掲  
げらるる状況及び資金繰  
り

第十條の二十三	三月	六月	
第一項			
第十條の二十三	事業計画、収支営む事業の状	第十條の二十三	事業計画、収支営む事業の状
第二項第二号の	計画及び資金計況、収支の状	第二項第二号の	計画及び資金計況、収支の状
	画		画
	況及び資金繰		況及び資金繰
	り		り
	の状況		の状況
	貸付けの金額が		貸付けの金額が
	百万円を超えな		百万円を超えな
	いものであると		いものであると
	きは、当該個人		きは、当該個人
	顧客の営む事業		顧客の営む事業
	の状況、収支の		の状況、収支の
	状況及び資金繰		状況及び資金繰

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正す  
る内閣府令（令和二年内閣府令第五十一号）の  
施行の日から令和三年一月三十一日までの間  
に、特例対象者である個人顧客との間で第十條  
の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契  
約を締結した場合において、当該個人顧客が同  
条第二項第三号イに掲げる書面を提出すること  
ができないときは、同項の規定にかかわらず、  
当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結  
した日から六月を経過する日までの間は、当該

7 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正す

る内閣府令（令和二年内閣府令第五十一号）の  
施行の日から令和三年一月三十一日までの間  
に、特例対象者である個人顧客との間で第十條  
の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契  
約を締結した場合において、当該個人顧客が同  
条第二項第三号イに掲げる書面を提出すること  
ができないときは、同項の規定にかかわらず、  
当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結  
した日から六月を経過する日までの間は、当該

書面に代えて、当該書面を提出することができ  
ない理由を記載した書面を保存することができ  
る。  
（令和六年能登半島地震に伴う貸付けに関する  
特例）  
個人顧客が令和六年能登半島地震に際し災害  
救助法が適用された同法第二条第一項に規定す  
る市町村の区域に住所又は居所を有する者（次  
項において「特例対象者」という。）である場  
合における次の表の上欄に掲げる規定の適用に  
ついては、令和六年七月三十一日までの間は、  
これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條の二十三	三月	六月	
第一項			
第十條の二十三	事業計画、収支営む事業の状	第十條の二十三	事業計画、収支営む事業の状
第二項第二号の	計画及び資金計況、収支の状	第二項第二号の	計画及び資金計況、収支の状
	画		画
	況及び資金繰		況及び資金繰
	り		り
	の状況		の状況
	貸付けの金額が		貸付けの金額が
	百万円を超えな		百万円を超えな
	いものであると		いものであると
	きは、当該個人		きは、当該個人
	顧客の営む事業		顧客の営む事業
	の状況、収支の		の状況、収支の
	状況及び資金繰		状況及び資金繰

貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正す  
る内閣府令（令和二年内閣府令第五十一号）の  
施行の日から令和三年一月三十一日までの間  
に、特例対象者である個人顧客との間で第十條  
の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契  
約を締結した場合において、当該個人顧客が同  
条第二項第三号イに掲げる書面を提出すること  
ができないときは、同項の規定にかかわらず、  
当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結  
した日から六月を経過する日までの間は、当該

8 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正す

る内閣府令（令和二年内閣府令第五十一号）の  
施行の日から令和三年一月三十一日までの間  
に、特例対象者である個人顧客との間で第十條  
の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契  
約を締結した場合において、当該個人顧客が同  
条第二項第三号イに掲げる書面を提出すること  
ができないときは、同項の規定にかかわらず、  
当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結  
した日から六月を経過する日までの間は、当該

第十條の二十八事業計画、収支営む事業の状  
第一項第三号ロ 計画及び資金計況、収支の状  
画 況及び資金繰  
りの状況

9 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正す  
る内閣府令(令和六年内閣府令第二号)の施行  
の日から令和六年七月三十一日までの間に、特  
例対象者である個人顧客との間で第十條の二十  
三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締  
結した場合において、当該個人顧客が同条第二  
項第三号イに掲げる書面を提出することができ  
ないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸  
金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日  
から六月を経過する日までの間は、当該書面に  
代えて、当該書面を提出することができない理  
由を記載した書面を保存することができる。

附則 (昭和五十九年九月二一日大蔵省令  
第三六号)  
この省令は、昭和五十九年十月一日から施行  
する。

附則 (昭和六三年八月八日大蔵省令第  
三五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、法の施行の日(昭和六十三  
年十一月一日)から施行する。

附則 (平成三年五月二五日大蔵省令第  
二六号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年六月二四日大蔵省令第  
三六号)  
この省令は、平成三年十一月一日から施行す  
る。

附則 (平成三年七月三〇日大蔵省令第  
三七号)  
この省令は、平成三年九月一日から施行す  
る。

附則 (平成四年一〇月二日大蔵省令第  
七六号)  
この省令は、平成四年十一月一日から施行す  
る。

附則 (平成六年九月三〇日大蔵省令第  
一〇〇号)  
(施行期日)  
この省令は、行政手続法の施行の日(平成六  
年十月一日)から施行する。

附則 (平成九年三月三一日大蔵省令第  
二三号)

この省令は、公布の日から施行する。  
附則 (平成一〇年三月二六日大蔵省令  
第三三号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年六月八日大蔵省令第  
八八号)  
この省令は、平成十年六月十日から施行す  
る。

附則 (平成一〇年六月一八日総理府・  
大蔵省令第三号)  
この命令は、金融監督庁設置法の施行の日  
(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年一二月一五日総理  
府・大蔵省令第五七号)  
この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年五月一九日総理府・  
大蔵省令第三三号)  
この命令は、金融業者の貸付業務のための社  
債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三  
十二号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一一年一〇月二九日総理  
府・大蔵省令第五五号)  
この命令は、平成十二年四月一日から施行す  
る。

附則 (平成一二年三月三一日総理府・  
大蔵省令第一八号)  
(施行期日)  
第一条 この命令は、平成十二年四月一日から施  
行する。

(経過措置)  
第二条 この命令による改正前の貸金業の規制等  
に関する法律施行規則第四條第一項第二号に規  
定する証明書は、この命令による改正後の貸金  
業の規制等に関する法律施行規則第四條第一項  
第二号に規定する証明書とみなす。

附則 (平成一二年五月二一日総理府・  
大蔵省令第二五号)  
(施行期日)  
第一条 この命令は、貸金業の規制等に関する法  
律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第  
百五十五号)の施行の日(平成十二年六月一  
日)から施行する。

(経過措置)  
第二条 この命令の施行前にこの命令による改正  
前の貸金業の規制等に関する法律施行規則の別  
紙様式第一号によりこの命令による改正前の貸  
金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律

第三十二号)(以下「旧貸金業規制法」とい  
う)第四條第一項に規定する登録申請書が作成  
及び提出され、旧貸金業規制法第五條第一項の  
規定により貸金業者登録簿に登録されている場  
合、当該貸金業者登録簿につづられていて別紙  
様式第一号に記載されている貸付けの利率又は  
賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定  
する場合における当該賠償額の元本に対する割  
合が、年二十九・二パーセント(二月二十九日  
を含む一年については年二十九・二八パーセン  
トとする。)を超えているとき(当該貸金業者  
が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り  
に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十  
八年法律第三十三号)附則第八項に規定する日  
賦貸金業者である場合又は同法附則第十四項に  
規定する電話担保金融を行う貸金業者である場  
合を除く。)は、施行日において年二十九・二  
パーセントと変更されたものとみなす。

2 この命令による改正後の貸金業の規制等に  
関する法律施行規則(以下「新貸金業規制法施行  
規則」という)第十四條第二項第十号に規定  
する事項であつてこの命令の施行日直前の直近  
の事項を受けた日の三年前の日より前になされ  
た併済に係るものについては、この命令の施行  
の際に法第十九條に定める帳簿に記載されてい  
るもの限り、新貸金業規制法施行規則第十四  
條第二項第十号の規定を適用する。

3 新貸金業規制法施行規則第十六條第一項第三  
号に規定する事項であつてこの命令の施行日前  
の直近の併済を受けた日の三年前の日より前  
になされた併済に係るものについては、この命令  
の施行の際に法第十九條に定める帳簿に記載  
されているもの限り、新貸金業規制法施行規  
則第十六條第一項第三号の規定を適用する。  
附則 (平成一二年六月二六日総理府令  
第六五号) 抄  
1 この府令は、平成十二年七月一日から施行す  
る。  
附則 (平成一二年一〇月一〇日総理府  
令第一一六号) 抄  
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。  
附則 (平成一二年一二月二一日総理府  
令第一四八号)  
(施行期日)  
第一条 この府令は、出資の受入れ、預り金及び  
金利等の取締りに関する法律の一部を改正する

法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を  
改正する法律の施行の日(平成十三年一月一  
日)から施行する。  
(経過措置)  
第二条 この府令による改正後の貸金業の規制等  
に関する法律施行規則第十六條第一項第六号に  
規定する事項については、施行の日以後に締結  
する貸付けに係る契約について適用する。  
附則 (平成一四年三月二八日内閣府令  
第一七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施  
行する。

(商法等の一部を改正する法律に関する経過措  
置)  
第二条 商法等の一部を改正する法律(以下この  
条において「商法等改正法」という)附則第  
三條第一項前段の規定によりなお従前の例によ  
ることとされた種類の株式は、商法等改正法に  
よる改正前の商法(明治三十二年法律第四十八  
号。以下この条において「旧商法」という)第  
二百四十二條第一項ただし書の規定又は同条  
第二項の定款の定めにより当該株式につき株主  
が議決権を有するものとされる場合を除き、商  
法等改正法による改正後の商法第二百一十一條ノ  
二第四項に規定する種類の株式とみなして、こ  
の府令による改正後のそれぞれの府令の規定を  
適用する。

附則 (平成一五年三月二八日内閣府令  
第一八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法  
律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行  
する。  
附則 (平成一五年一〇月二九日内閣府  
令第九五号)  
(施行期日)  
第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法  
律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締  
りに関する法律の一部を改正する法律(以下  
「改正法」という)の施行の日(平成十六年一  
月一日。以下「施行日」という)から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各  
号に定める日から施行する。  
一 附則第四條及び第五條の規定 公布の日

1 この命令による改正前の貸金業の規制等  
に関する法律施行規則第四條第一項第二号に規  
定する証明書は、この命令による改正後の貸金  
業の規制等に関する法律施行規則第四條第一項  
第二号に規定する証明書とみなす。

2 この命令による改正後の貸金業の規制等に  
関する法律施行規則(以下「新貸金業規制法施行  
規則」という)第十四條第二項第十号に規定  
する事項であつてこの命令の施行日直前の直近  
の事項を受けた日の三年前の日より前になされ  
た併済に係るものについては、この命令の施行  
の際に法第十九條に定める帳簿に記載されてい  
るもの限り、新貸金業規制法施行規則第十四  
條第二項第十号の規定を適用する。

3 新貸金業規制法施行規則第十六條第一項第三  
号に規定する事項であつてこの命令の施行日前  
の直近の併済を受けた日の三年前の日より前  
になされた併済に係るものについては、この命令  
の施行の際に法第十九條に定める帳簿に記載  
されているもの限り、新貸金業規制法施行規  
則第十六條第一項第三号の規定を適用する。

附則 (平成一二年六月二六日総理府令  
第六五号) 抄  
1 この府令は、平成十二年七月一日から施行す  
る。

附則 (平成一二年一〇月一〇日総理府  
令第一一六号) 抄  
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一二年一二月二一日総理府  
令第一四八号)  
(施行期日)  
第一条 この府令は、出資の受入れ、預り金及び  
金利等の取締りに関する法律の一部を改正する

法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を  
改正する法律の施行の日(平成十三年一月一  
日)から施行する。  
(経過措置)  
第二条 この府令による改正後の貸金業の規制等  
に関する法律施行規則第十六條第一項第六号に  
規定する事項については、施行の日以後に締結  
する貸付けに係る契約について適用する。

附則 (平成一四年三月二八日内閣府令  
第一七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施  
行する。

(商法等の一部を改正する法律に関する経過措  
置)  
第二条 商法等の一部を改正する法律(以下この  
条において「商法等改正法」という)附則第  
三條第一項前段の規定によりなお従前の例によ  
ることとされた種類の株式は、商法等改正法に  
よる改正前の商法(明治三十二年法律第四十八  
号。以下この条において「旧商法」という)第  
二百四十二條第一項ただし書の規定又は同条  
第二項の定款の定めにより当該株式につき株主  
が議決権を有するものとされる場合を除き、商  
法等改正法による改正後の商法第二百一十一條ノ  
二第四項に規定する種類の株式とみなして、こ  
の府令による改正後のそれぞれの府令の規定を  
適用する。

附則 (平成一五年三月二八日内閣府令  
第一八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法  
律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行  
する。  
附則 (平成一五年一〇月二九日内閣府  
令第九五号)  
(施行期日)  
第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法  
律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締  
りに関する法律の一部を改正する法律(以下  
「改正法」という)の施行の日(平成十六年一  
月一日。以下「施行日」という)から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各  
号に定める日から施行する。  
一 附則第四條及び第五條の規定 公布の日



二 第十九条の改正規定（同条第三項及び同条第五項第三号口に係る部分に限る。）平成十六年五月一日

（経過措置）

第二条 改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、この府令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「新貸金業規制法施行規則」という。）第一条第一項の別紙様式第一号の第四面及び第五面により作成した改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（以下「新貸金業規制法」という。）第四条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を記載した書面に、貸金業務取扱主任者（新貸金業規制法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）が新貸金業規制法第六号第一項第一号から第七号までに該当しないことを誓約する書面並びに貸金業務取扱主任者に係る新貸金業規制法施行規則第四号第三項第十号並びに第八号第二号口、ハ及びホに掲げる書類を添付しなければならない。

第三条 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定めるものは、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十六第一項第一号に掲げる事項に関する研修とする。

2 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定める者は、全国貸金業協会連合会その他金融庁長官が指定する者が行った新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十六第一項第一号に掲げる事項に関する研修を受講した者とする。

3 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定める日は、施行日から起算して十八月を経過する日とする。

第四条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日から起算して二月を経過した日後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業規制法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日から施行日後である旧貸金業規制法第三条第一項

の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業規制法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 新貸金業規制法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十七の規定の例により、同条の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、新貸金業規制法第二十四条の七第十項の指定をすることができる。

3 第一項の規定による申請の変更の届出及び前項の規定による指定の取消しについては、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十九及び第二十六条の三十の規定の例による。

附則（平成一五年二月二六日内閣府令第九八号） この府令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日内閣府令第二四号）抄 この府令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年二月二七日内閣府令第一〇四号） この府令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一六年二月二八日内閣府令第一〇九号）抄 この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一七年二月二八日内閣府令第一三三号） この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附則（平成一七年三月二四日内閣府令第二〇号） この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二五日内閣府令第二三三号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月二八日内閣府令第六三三号） この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年二月二二日内閣府令第一〇七号）抄（施行期日）

第一条 この府令は、平成十八年一月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二六日内閣府令第五五号）抄（施行期日）

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

（貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下この条において「法」という。）第二十四条第三項に規定する債権譲渡等をした貸金業者に対し同条第四項又は法第三十六条第五号の規定を適用する場合における会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備等に関する政令（平成十八年政令第七十四号）第十八条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号。以下この条において「令」という。）第三条の二に規定する密接な関係については、第四条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下この条において「新貸金業規制法施行規則」という。）第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した貸金業者に対し法第二十四条の二第四項又は法第三十六条第六号の規定を適用する場合における令第三条の二に規定する密接な関係については、新貸金業規制法施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した貸金業者に対し法第二十四条の三

四項又は法第三十六条第七号の規定を適用する場合における令第三条の二に規定する密接な関係については、新貸金業規制法施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前の登録に関し、貸金業者に対して法第三十七条第一項第一号の規定を適用する場合における当該貸金業者の登録当時の法第四条第一項第二号に規定する役員については、新貸金業規制法施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新貸金業規制法施行規則第四条の登録申請書に添付すべき書類のうち、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

6 施行日前に終了した事業年度に係る新貸金業規制法施行規則第三十条第三項の参考書類については、なお従前の例による。

附則（平成一八年二月二八日内閣府令第九〇号） この府令は、公布の日から施行する。ただし、別紙様式第六号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（平成一九年一月七日内閣府令第七九号）抄（施行期日）

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第二条の規定（貸金業法施行規則第十条の八の三第一号及び第二十六号の二十四第一項第一号口の改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七号、第二十一条、第二十八条及び第三十三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第四条及び第六条において「第三号施行日」という。）

三 第二条中貸金業法施行規則第十条の八の三第一号及び第二十六号の二十四第一項第一号口の改正規定並びに附則第五条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

四 第三条の規定並びに附則第八条から第十五条まで及び第二十九条の規定 改正法附則第

一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）

（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、速やかに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、貸金業者が施行日において現に貸金業の登録を受けている者であるときは、当該登録の更新の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。（第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第三号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。2 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日以後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る第三号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第三号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当

該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 第二条の規定による改正後の貸金業法施行規則第二十六条の二十四第一項第一号ロに規定する一般社団法人及び一般財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

第六条 貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した場合には、第三号新貸金業法第四十一条の三十五第一項の規定にかかわらず、当該指定信用情報機関に対し、第三号施行日前に締結された貸付けに係る契約（第二条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下この条において「第三号新貸金業法施行規則」という。）第三十条の十二に規定する契約に相当するものを除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約（第三号新貸金業法施行規則第三十条の十三第一項第二号及び第七号に掲げる事項の提供を行わないことができない。ただし、この場合において、貸金業者は当該事項を得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関（第三号新貸金業法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。）に当該事項を提供しなければならない。2 貸金業者は、第三号施行日前に締結された極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約（第三号新貸金業法第四十一条の三十五第二項の第三号新貸金業法第四十一条の三十五第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、第三号新貸金業法施行規則第三十条の十三第一項第六号及び第七号に掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、貸金業者は当該事項を得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。（第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第四号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。2 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日以後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る第四号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第四号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第八条 第四号施行日前において第三条の規定による改正前の貸金業法施行規則別紙様式第一号により改正法第四条の規定による改正前の貸金業法第四条第一項に規定する登録申請書が作成及び提出され、同法第五条第一項の規定により貸金業者登録簿に登録されている場合（同様式により同法第八項の規定により貸金業者登録簿に登録されている場合を含む。）において、当該貸金業者登録簿（以下この条において同じ。）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合が、年二十パーセントを超えているときは又は貸付けの利率若しくは賠償額を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合が年二十九・二パーセントであつて同様式に記載されていないときは、第四号施行日において、年二十パーセントに変更されたものとみなす。

第九条 改正法附則第十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる貸金業務取扱主任者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。一 第四号新貸金業法第十二条の三第一項の規定により設置した貸金業務取扱主任者が第四号施行日の前日において改正法第四条の規定による改正前の貸金業法第十二条の三第一項の規定により選任している貸金業務取扱主任者と同一人である場合 当該貸金業務取扱主任者に係る第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下「第四号新貸金業法施行規則」という。）第二十六条の五十三第一項の書面の写し

任者に係る第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下「第四号新貸金業法施行規則」という。）第二十六条の五十三第一項の書面の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 第四号貸金業法施行規則第八号に定める書類

第九条の二 第四号新貸金業法施行規則第十条の二十六の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「一月」とあるのは、「二月」とする。

第十条 第四号新貸金業法施行規則第十九条第六項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式貸付けに基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

第十一条 第四号新貸金業法施行規則第二十二條第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

第十二条 第四号新貸金業法施行規則第二十六條の三第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十三条 第四号新貸金業法施行規則第二十六條の八第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

に係る受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式基本契約に係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

**第十四条** 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の十三第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式貸付けに係る保証等については、なお従前の例による。

**第十五条** 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の十九第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る求償権等については、なお従前の例による。

**附則**（平成二〇年二月一三日内閣府令第五号）  
この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

**四三 則**（平成二〇年七月四日内閣府令第三号）

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条の規定（貸金業法施行規則第三十条の十一一項を加える改正規定に限る。）は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日から施行する。

**附則**（平成二〇年九月二四日内閣府令第五号）

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附則**（平成二一年二月二四日内閣府令第七号）

この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附則**（平成二一年二月二八日内閣府令第八号）抄

**第一期目**

**第一条** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第十条中金融商品取引法等に関する内閣府令第七号第一号、第八号第五号、第四十四号第二号、第四十五号第五号及び第八十号第一号第一号の改正規定、同令第八十二号に一号を加える改正規定、同令第一百五十五条の次に一号を加える改正規定、同令第一百六十六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第一百七十七号第一項の改正規定（第三十八号第六号を一第三十八号第七号に改める部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分に限る）、同令第一百九号第一項第五号及び第六号並びに第二百二十三号第一項第十八号の改正規定、同令第一百七十四号第一号に次のように加える改正規定、同令第二百十七号、第二百三十一号第一項並びに第二百七十五号第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別紙様式第一号及び別紙様式第九号の改正規定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様式1（9）①の注意事項1及び⑥の注意事項3に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式第十六号の改正規定（同様式8（1）の注意事項1及び8（5）の注意事項2に係る部分を除く。）、第十二号の規定、第十三号中無尽業法施行規則第三条第一項の改正規定及び同令第二章中第十四条の三の次に一條を加える改正規定、第十四号中銀行法施行規則第十三条の三第一項第四号及び第十三条の七の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同令第十四号の十一の二十五第一項第七号の改正規定（「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第

十四号の十一の二十七第一項の改正規定、同令第十四条の十一の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第十四条の十一の二十九の次に一條を加える改正規定、同令第十九号の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三十四号の二十七第三号二（1）及び第三十四号の二十七第五項の改正規定、同令第三十四号の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十四号の二十九の次に一條を加える改正規定、同令第三十四号の三十九の次に一條を加える改正規定、同令第三十四号の四十九、第三十四号の五十三の二第三号二（1）、第三十四号の五十三の二第三号二（1）、第三十四号の五十三の二第一項の改正規定、同令第三十四号の五十三の十七の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第三十四号の五十三の十七の二とし、同令第三十四号の五十三の十六の次に一條を加える改正規定、第十五号中長期信用銀行法施行規則第十二号第一項第四号及び第十二号の五の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同令第十八号の二第一項第二十五号の次に一條を加える改正規定、同令第二十五号の二十八、第二十六号の二の二十三第一項第一号及び第二十六号の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六号の二の二十八の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二十六号の二の二十八の二とし、同令第二十六号の二の二十七の次に一條を加える改正規定、第十六号中信用金庫法施行規則第二百二条第一項第四号及び第二百三条の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同令第二百三十二号第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百五十五条の改正規定、第二百七十条の二十三第一項第一号の改正規定（「第二百七十条の二第二号」を「第二百七十条の二の二第二号」に改める部分を除く。）、同令第二百七十条の二の二十五第一項の改正規定、同令第二百七十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二百七十条の二十八の二とし、同令第二百七十条の二十七の次に一條を加える改正規定、第十七号中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五号の次に一條を加える改正規定、同令第十五号第七項に一

号を加える改正規定、同令第三十一条の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一条の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）及び同条を同令第三十一条の二十五とし、同令第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定、第十八号の規定（貸金業法施行規則第二十八号第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に一條を加える改正規定、同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九号中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条とし、同令第二条の二の次に一條を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二条の二十三第一項に一を追加する改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五条の次に一條を加える改正規定、同令第五十九号の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五号第五項第三号、第九十六号第六項第三号及び第九十二号第四項第三号の改正規定、同令第二百一十一号の三第九号の次に一を追加する改正規定、同令第二百一十一号の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百一十一号の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百十九号第一項に一を追加する改正規定、同令第二百三十四号の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四号の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同令第二百三十四号の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、第二十一条中信託業法施行規則第十三号第一項に一を追加する改正規定、同令第二十九号の次に一條を加える改正規定、同令第三十条の二十三第一項の改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三号第七項の改正規定、同令第四十三号第三項に一を追加する改正規定、同条第三項に一を追加する改正規定、同令第五十一号の四に一を追加

する改正規定、同令第三十一条の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一条の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第三十一条の二十五とし、同令第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定、第十八号の規定（貸金業法施行規則第二十八号第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に一條を加える改正規定、同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九号中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条とし、同令第二条の二の次に一條を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二条の二十三第一項に一を追加する改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五条の次に一條を加える改正規定、同令第五十九号の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五号第五項第三号、第九十六号第六項第三号及び第九十二号第四項第三号の改正規定、同令第二百一十一号の三第九号の次に一を追加する改正規定、同令第二百一十一号の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百一十一号の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百十九号第一項に一を追加する改正規定、同令第二百三十四号の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四号の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同令第二百三十四号の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、第二十一条中信託業法施行規則第十三号第一項に一を追加する改正規定、同令第二十九号の次に一條を加える改正規定、同令第三十条の二十三第一項の改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三号第七項の改正規定、同令第四十三号第三項に一を追加する改正規定、同条第三項に一を追加する改正規定、同令第五十一号の四に一を追加

る改正規定及び同令第五十三條第二項に一号を加える改正規定、第二十二條中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二號の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五條の二の次に一号を加える改正規定、第二十五條中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一條第一項第四號及び第五十條の改正規定、同令第六十九條第一項第四號に次のように加える改正規定、同令第九十五條、第二百十條の二十三第一項第一號及び第二百十條の二十五第一項の改正規定、同令第二百十條の二十八の改正規定（同令第一號に係る部分を除く。）、同令第二百十條の二十八の二とし、同令第二百十條の二十七の次に一号を加える改正規定並びに同令第二百十一條の改正規定、第二十六條中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四條の次に二號を加える改正規定及び同令第二百三十五條の改正規定並びに第二十七條、第二十八條及び附則第六條の規定、改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

四 第十八條中貸金業法施行規則第二十八條第一項の改正規定、同令第三十條の十六の次に十四條を加える改正規定及び同令第三十二條の改正規定、改正法附則第一條第四號に掲げる規定の施行の日（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第六條 第十條の規定による改正後の金融商品取引法等に関する内閣府令第八十二條第十五號、第十四條の規定による改正後の銀行法施行規則第十四條の十一の二十七第一項第十八號及び第三十四條の五十三の十二第一項第十八號、第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六條の二の二十五第一項第十八號、第十六條の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十條の二十五第一項第十八號、第十七條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五條第七項、第十七號及び第三十一條の二十二第一項第一號、第十八條の規定による改正後の貸金業法施行規則第十二條の二第一項第一號又、第二號イ、第

三號イ及び第四號、第二項第一號又、第二號イ、第三號イ及び第四號、第五項第十四號並びに第六項第二號、第十三條第一項第一號イ、第二號イ、第三號イ及び第四號、第三項第一號イ、第二號イ、第三號イ及び第四號並びに第六項第一號イ、第二號イ、第三號イ及び第四號イ並びに第十九條第五項第二號、第三號及び第五號、第二十條の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二條の十三の二十三第一項第十三號及び第二十三條の二十四第一項第十三號、第二十一條の規定による改正後の信託業法施行規則第三十條の二十三第一項第十一號及び第三十三條第七項、第二十二條の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二號の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項第九號並びに第二十五條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二百五第一項第十八號の規定の適用については、改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとができる。

2 第十條の規定による改正後の金融商品取引法等に関する内閣府令第七十四條第一號イ、別紙様式第十二號イ及び別紙様式第十六號、第十二條の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式一、第十四條の規定による改正後の銀行法施行規則第十九條の二第一項第四號イ、第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八條の二第一項第四號イ、第十六條の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三十二條第一項第四號イ、第十八條の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八號、第二十條の規定による改正後の別紙様式法施行規則第五十九條の二第一項第四號イ及びイホ、第四百三十三條の二第一項第四號イ及び第四百三十七條第一項第四號イ、第二十一條の規定による改正後の信託業法施行規則第四十三條第一項第六號、第二項第六號、第三項第七號及び第四項第五號並びに第二十五條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第四號イの規定は、改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

（貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第十條 改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日前にされる有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日後である改正法第十一條の規定による改正前の貸金業法（昭和五十八年法律第三十二號）次項において「旧貸金業法」という。）第三條第一項の登録に係る改正法第十一條の規定による改正後の貸金業法（以下この条において「新貸金業法」という。）第三條第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四條の規定の例により、申請をしなければならない。  
2 改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日前にされる有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一條第三號に掲げる規定の施行の日後である旧貸金業法第三條第一項の登録に係る新貸金業法第三條第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四條の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。  
（罰則の適用に関する経過措置）  
第十一條 この府令（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年六月二二日内閣府令第三號）抄

（施行期日）  
第一條 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五號。以下「改正法」という。）附則第一條第四號に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月十八日）から施行する。  
（調整規定）  
第二條 貸付けに係る契約が第一條の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下この条において「新施行規則」という。）第十條の二十三第三項第一號又は第一號の二に該当する場合において、新施行規則第三十條の十三第二項第三號に掲げる事項については、平成二十三年六月十七日までの間、同号に掲げる事項に代えて、新

施行規則第十條の二十三第一項第一號又は第一號の二のいずれかに該当する旨とすることができ。  
（経過措置）  
第三條 貸金業の登録の有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一條第四號に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後である貸金業者が、施行日前に既に貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九號。以下「旧改正法附則」という。）附則第七條第一項の規定に基づき、改正法第四條の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第四條の規定の例により、旧改正法附則第三條の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第一號（以下「旧様式」という。）を用いて、貸金業の登録の更新の申請を行っている場合（施行日前に既に旧改正法附則第七條第二項の規定に基づき、新貸金業法第四條の規定の例により提出されている書類を旧様式によって作成し、提出されている場合を含む。）において、旧様式に記載されている営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（新貸金業法第二十四條の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。）の氏名及び登録番号は、施行日において改正法附則第十七條第一項の規定により届け出られた貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号に変更されたものとみなす。

第四條 この府令の施行の日前に次の各号に掲げる場合に該当して行われた届出については、当該各号に定める場合に該当して行われた届出とみなす。  
一 第一條の規定による改正前の貸金業法施行規則（次号において「旧施行規則」という。）第二十六條の二十五第一項第三號に掲げる場合、第二十六條の二十五の二第一項第一號に掲げる場合  
二 旧施行規則第二十六條の二十五第一項第四號に掲げる場合、第二十六條の二十五の二第一項第二號に掲げる場合  
附則（平成二十二年九月二二日内閣府令第四號）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二十三年四月二八日内閣府令第二十一號）  
この府令は、公布の日から施行する。ただし、この府令による改正後の貸金業法施行規則

1 1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、この府令による改正後の貸金業法施行規則

附則第四項及び次項の規定は、平成二十三年一月十一日から適用する。

(調整規定)

2 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第十三条第三項に規定する個人顧客がこの府令による改正後の貸金業法施行規則附則第二項に規定する震災特例対象者である場合においては、平成二十三年十月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(平成十九年内閣府令第七十九号)附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則(平成二十三年七月二六日内閣府令第五号)

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式及び第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令別紙様式は、平成二十三年八月一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則(平成二十三年一月二八日内閣府令第五七号)

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客がこの府令による改正後の貸金業法施行規則附則第二項に規定する震災特例対象者である場合においては、平成二十四年三月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(平成十九年内閣府令第七十九号)附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則(平成二十四年三月二六日内閣府令第一〇号)

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二十四年三月三〇日内閣府令第一七号)

1 この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

2 第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三は、この府令の施行の日以後

に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則(平成二十四年七月六日内閣府令第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第四百十号、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十号、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五号第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四号第二項及び第三十条の十三第一項、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一号及び第十六号、第十二号の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六号、第十四号の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九号第一項、第十五号の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八号第二項及び第二百十五号並びに第十六号の規定による改正後の会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五号第一項の規定(以下この項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する。)の適用については、中長期在留者(入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。)が所持する外国人登録証明書又は特別永住者(入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十一号)に定める特別永住者をいう。)が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間

又は入管法等改正法附則第二十八号第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

2

第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四条第三項及び第八号、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一号及び第十六号、第十二号の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六号、第十四号の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九号第一項並びに第十五号の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八号第二項及び第二百十五号の規定の適用については、外国人登録原票の記載事項証明書、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書は、入管法等改正法の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四号第三項第一号及び第八号第二号イ(2)、第十一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一号第二号ロ及び第十六号第二号、第十二号の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六号第二号、第十四号の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九号第一項第二号並びに第十五号の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八号第二項第一号及び第二百十五号第四号に掲げる書類とみなす。

(業務に関する報告書等に係る経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属離形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三号の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八号の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決

機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(運転経歴証明書に関する経過措置)

第四条 平成二十四年四月一日前に交付された道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四百四条の第五項に規定する運転経歴証明書に対する第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四号第二項及び第三十条の十三第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年四月一日内閣府令第二二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十五年七月一日内閣府令第四三三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十六年二月一四日内閣府令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十六年三月五日内閣府令第一四号)

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則(平成二十六年三月二四日内閣府令第一八号)

この府令は、貸金業法施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則(平成二十六年三月三十一日内閣府令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則(平成二十七年四月二八日内閣府令第三七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。



附則（平成二十七年一〇月五日内閣府令第五九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年一二月二八日内閣府令第八〇号）

（施行期日）

第一条 この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

第二条 第一条による改正後の貸金業法施行規則第四条第二項の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下この条において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四条第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定により個人番号カード（同法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受ける時、いずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

附則（平成二十八年三月一日内閣府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年三月二三日内閣府令第一三〇号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハの改正規定（一）に係る「の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第二条中長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハの

改正規定（二）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則百十五條第一項第一号ハの改正規定（二）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第四条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号の改正規定（二）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第五条の規定及び第六条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハの改正規定（二）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、二十八条四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三〇日内閣府令第一八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年四月二二日内閣府令第四〇号）

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規」という。）附則第六項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成二十八年二月十四日から適用する。

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規附則第六項に規定する特例対象者である場合においては、平成二十八年十月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（平成二十八年九月三〇日内閣府令第六一〇号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附則（平成二十九年三月二三日内閣府令第六六〇号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月二四日内閣府令第六九〇号）

この府令は、貸金業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年七月二三日内閣府令第三七〇号）

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規」という。）附則第八項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成三十年五月六日から適用する。

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規附則第八項に規定する特例対象者である場合においては、平成三十一年一月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（平成三〇年九月一四日内閣府令第四三〇号）

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規」という。）附則第十項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成三十年七月六日から適用する。

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規附則第十項に規定する特例対象者である場合においては、平成三十一年三月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（令和元年五月七日内閣府令第二二〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二四日内閣府令第一四〇号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一日内閣府令第二六〇号）

この府令は、令和元年十月一日から施行する。

附則（令和元年一〇月一五日内閣府令第三四〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年一〇月一八日内閣府令第三五〇号）

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規」という。）附則第四項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和元年八月十二日から適用する。

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規附則第四項に規定する特例対象者である場合においては、令和二年四月三十日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（令和元年一二月二二日内閣府令第四一〇号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附則（令和元年一二月二九日内閣府令第四三〇号）

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

附則（令和元年一二月一三日内閣府令第四七〇号）

この府令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月一六日内閣府令第一二二号）  
（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規則」という。附則第六項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和元年十二月一日から適用する。）

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規則第六項に規定する特例対象者である場合においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項の政令で定める日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（令和二年三月二五日内閣府令第一四号）  
（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

第二条 この府令による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の規定は、当該規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る事業報告書（貸金業法第二十四条の六の九の規定による事業報告書）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

附則（令和二年七月一〇日内閣府令第一五二号）  
（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規則」という。附則第六項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）

及び次項の規定は、令和二年五月四日から適用する。）

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規則第六項に規定する特例対象者である場合においては、令和三年一月三十一日まで

の間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（令和二年一〇月一日内閣府令第六八号）  
この府令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附則（令和二年一二月二三日内閣府令第七五号）抄  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二日内閣府令第三六号）  
この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年六月三〇日内閣府令第四四号）抄  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年七月一六日内閣府令第五〇号）  
この府令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

附則（令和四年三月二四日内閣府令第一三三号）  
この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月二四日内閣府令第一四四号）抄  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年一二月二七日内閣府令第八七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月一七日内閣府令第一二二号）  
この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規規則」という。）

附則第八項の規定（同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和五年十一月二日から適用する。

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規規則第八項に規定する特例対象者である場合においては、令和六年七月三十一日まで

の間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

附則（令和六年一月三二日内閣府令第七号）  
この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二二日内閣府令第一九号）抄  
この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二九日内閣府令第三三三号）  
この府令は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第十一条関係）

算式一 
$$\sum_{i=1}^n U_i \cdot T_i$$

算式二 
$$(U_1 + F) \cdot T_1$$

nは、返済回数  
T<sub>i</sub>は、年を単位として表した次の期間

イ iが1のときは、金銭を交付した日から第一次の弁済日の前日までの期間  
ロ iが2以上のときは、直前の弁済日から第i回の弁済日の前日までの期間

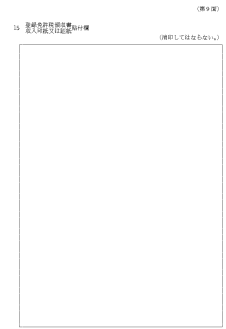
U<sub>i</sub>は、次の値  
イ iが1のときは、実際に利用可能な貸付けの金額  
ロ iが2以上のときは、次式により算出する未返済金の額

U<sub>i</sub> = U<sub>i-1</sub> · (P<sub>i-1</sub> · R + U<sub>i-1</sub> · T<sub>i-1</sub>)  
P<sub>i</sub>は、第i回の弁済の金額とする。  
Rは、法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率  
Fは、法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息

$$U_i = U_{i-1} \cdot (P_{i-1} \cdot R + U_{i-1} \cdot T_{i-1})$$
  
P<sub>i</sub>は、第i回の弁済の金額とする。  
Rは、法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率  
Fは、法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息







別紙様式第1号の2（第4条関係）

別紙様式第1号の2（第4条関係）  
（日本経済団体連合会）  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

第 ① 号 別紙 様 式  
年 月 日  
種 別  
知 照 期  
種 号  
文 字 種 別  
高 度  
（個人において、代理者の氏名）

1. 個人において、代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。  
2. 代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。  
3. 代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。

別紙様式第1号の3（第8条関係）  
（日本経済団体連合会）  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

第 ① 号 別紙 様 式  
年 月 日  
種 別  
知 照 期  
種 号  
文 字 種 別  
高 度  
（個人において、代理者の氏名）

1. 個人において、代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。  
2. 代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。  
3. 代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。

別紙様式第1号の3（第8条関係）

別紙様式第2号（第4条、第8条関係）  
（日本経済団体連合会）  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

氏 名	（印）	電話番号（ ）	一
現 在 居 住 地	種 別	電 話 番 号	( )
現 住 居 住 地	北 緯 度	年 月 日(日 曜 日)	
種 別	期 間	月	日
	種 別	期 間	月 日
	種 別	期 間	月 日
種 別	種 別	種 別	種 別

1. 個人において、代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。  
2. 代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。  
3. 代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。代理者の氏名を記入する欄に「印」を記すこと。

別紙様式第2号（第4条、第8条関係）



(別紙 1)

名称 (定款第 10 条第 2 項) 第 1 章 第 1 節 第 1 項 第 1 項 第 1 項 (第 1 項 第 1 項)
(第 1 項 第 1 項 第 1 項 第 1 項 第 1 項)

別紙様式第 2 号の 2

別紙様式第 2 号の 1 (日本国債法第 4 条第 1 項第 1 号の 1 に従って作成するもの)  
(日本国債法第 4 条第 1 項第 1 号の 1 に従って作成するもの)

名 称	
(法人等の) 種 別	
(法人等の) 代 理 人 氏 名	
社 会 保 険 保 険 号 ( ) 電 話 番 号 ( )	
設 立 年 月 日	
設 立 地 点	
設 立 の 経 緯	
設 立 日 付	設 立 の 内 容
業 務 的 目 的	
業 務 的 目 的	
設 立 日 付	代 理 人 氏 名

記載上の注意  
 1. 「設立の経緯」は、発起人の氏名及び設立の趣旨を記載すること。  
 2. 設立の趣旨は、設立の趣旨を記載すること。

3. 「名称」は、法人の種類及び組織上の名称又はその事業上の名称を、人権のない法団又は法団の集合体たる組織形態の名称を記載すること。
4. 名称は、(1)「設立の趣旨」に記載する。
5. 「設立の趣旨」は、事業の目的を記載すること。但し、(1)「設立の趣旨」に記載する事項は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。なお、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
6. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。

別紙様式第 3 号 (第 4 条第 4 項第 7 号関係)

別紙様式第 3 号 (第 4 条第 4 項第 7 号関係)  
(日本国債法第 4 条第 4 項第 7 号関係)

(1) 設立の趣旨	
設 立 日 付	設 立 の 内 容
業 務 的 目 的	
業 務 的 目 的	
設 立 日 付	代 理 人 氏 名

- 記載上の注意
1. 「設立の趣旨」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  2. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  3. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  4. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  5. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  6. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。

(2) 設立の趣旨	
設 立 日 付	設 立 の 内 容
業 務 的 目 的	
業 務 的 目 的	
設 立 日 付	代 理 人 氏 名

- 記載上の注意
1. 「設立の趣旨」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  2. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  3. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  4. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  5. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。
  6. 「業 務 的 目 的」は、(1)「設立の趣旨」に記載するものことができる。

- 1. 姓名改称の場においては、旧姓及び舊名、氏名を記載する欄に旧姓旧名で併記することがある。
- 2. 「関係主等の職務名」とは、発行機関の委託等に関する関係主等の職務名をいふ。
- 3. 「職務名」とは、発行機関の委託等に関する職務名をいふ。
- 4. 従事する職務の種類が異なる場合に限り旧姓旧名を併記することによって記載すること。
- 5. 本人の氏名をもって所有している株式又は出資に係る職務名がある場合は、併記した職務名を記載することとし、その併記を任意で記載すること。

別紙様式第3号の2(第4条、第8条関係)

(注)関係機関A4  
別紙様式第3号の2(第4条、第8条関係) (Form No. 3-2, Form 3-2)

関係主等(取締役)の氏名(第4条、第8条関係) (Form No. 3-2, Form 3-2)

氏名(カタカナ)	氏名(漢字)	生年	月	日	職務	職名	
姓	名	姓	名	年	月	日	職名

- 関係主等の氏名
- 1. 姓名改称の場においては、旧姓及び舊名、氏名を記載する欄に旧姓旧名で併記することがある。
  - 2. 従事する職務の種類が異なる場合に限り旧姓旧名を併記することによって記載すること。
  - 3. 本人の氏名をもって所有している株式又は出資に係る職務名がある場合は、併記した職務名を記載することとし、その併記を任意で記載すること。
  - 4. 従事する職務の種類が異なる場合に限り旧姓旧名を併記することによって記載すること。
  - 5. 本人の氏名をもって所有している株式又は出資に係る職務名がある場合は、併記した職務名を記載することとし、その併記を任意で記載すること。
  - 6. 従事する職務の種類が異なる場合に限り旧姓旧名を併記することによって記載すること。
  - 7. 本人の氏名をもって所有している株式又は出資に係る職務名がある場合は、併記した職務名を記載することとし、その併記を任意で記載すること。

別紙様式第4号(第4条第4号、第8条第4号関係)

(注)関係機関A4  
別紙様式第4号 (Form No. 4, Form 4)

関係主等(取締役)の氏名(第4条第4号、第8条第4号関係) (Form No. 4, Form 4)

職 名	種 類	預 計
株主・役員		
専任取締役		
非常取締役		
社外取締役		
社長		
副社長		
専任監事		
非常監事		
社外監事		
その他		
計(%)		
株主		
個人株主		
法人株主		
その他		
計(%)		
株主以外		
計(%)		

- 関係主等の氏名
- 1. この関係は、取締役候補者が何人である場合にのみ、記入すること。
  - 2. 兼任及び専任の職務名については、併記して、取得資格(取得資格のないものは)あることを、職務種別(専任)の有無を併記すること。
  - 3. 専任取締役の職務については、取得資格(取得資格のない場合は)あることを併記すること。
  - 4. 専任取締役の職務については、取得資格(取得資格のない場合は)あることを併記すること。
  - 5. 専任取締役の職務については、取得資格(取得資格のない場合は)あることを併記すること。
  - 6. 専任取締役の職務については、取得資格(取得資格のない場合は)あることを併記すること。
  - 7. 「専任」とは、専任、地上権、電賃収入権、その他の特許実施権をいふ。

別紙様式第4号の2(第4条第4項第15号関係)

(注)関係機関A4  
別紙様式第4号の2 (Form No. 4-2, Form 4-2)

関係主等の氏名  
氏名  
(本人以外の場合、代表者の氏名)

発行の業務の職務者の職務経歴書

発行の業務の職務者の職務経歴書(第4条第4項第15号関係) (Form No. 4-2, Form 4-2)

発行の業務の職務者の職務経歴書	氏名・生年月日	期	職務
氏名	氏名・生年月日	期	職務

- 関係主等の氏名
- 1. 姓名改称の場においては、旧姓及び舊名、氏名を記載する欄に旧姓旧名で併記することがある。
  - 2. 発行の業務の職務者の職務経歴書(第4条第4項第15号関係)に関するものは、発行の日から発行の日までの期間に発行の業務の職務者の職務経歴書に関するものを記載し、1)の発行の業務の職務者の職務経歴書に関するものを記載すること。
  - 3. 専任取締役については、発行の業務の職務者の職務経歴書に限り、本人が個人株主以外の場合に限り記載すること。

別紙様式第4号の2の2 (第4条第4項第16号 関係)

別紙様式第4号の2の2(第4条第4項第16号関係) (日本国債権法44)

文 書 号  
年 月 日

【債権者又は債権】 債  
【債人によって代表者の氏名】 債

債権(又は)債権 知事

債権者の氏名について

年 月 日付で申渡のあった債権のことについては、下記の欄により通知する。

なお、この欄について不明があるときは、この欄があったことを知った日の翌日から起算して30日以内の申渡に対して行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき審査請求をすることができる。

また、この欄について通知したと認めるときは、この欄があったことを知った日から30日以内に請求を相手方として行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき効力の取消しの請求を提起することができる。

注

拒否理由  
(貸金業法第46条第1項第 号第 号)

別紙様式第4号の3 (第4条の2第2項関係)

別紙様式第4号の3(第4条の2第2項関係) (日本国債権法44)

文 書 号  
年 月 日

【債権者又は債権】 債  
【債人によって代表者の氏名】 債

債権(又は)債権 知事

債権者の氏名について

年 月 日付で申渡のあった債権のことについては、下記の欄により通知する。

なお、この欄について不明があるときは、この欄があったことを知った日の翌日から起算して30日以内の申渡に対して行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき審査請求をすることができる。

また、この欄について通知したと認めるときは、この欄があったことを知った日から30日以内に請求を相手方として行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき効力の取消しの請求を提起することができる。

注

拒否理由  
(貸金業法第46条第1項第 号第 号)

別紙様式第4号の4 (第4条の3第1項関係)

別紙様式第4号の4(第4条の3第1項関係) (日本国債権法44)

文 書 号  
年 月 日

【債権者又は債権】 債  
【債人によって代表者の氏名】 債

債権(又は)債権 知事

債権者の氏名について

年 月 日付で申渡のあった債権のことについては、下記の欄により通知する。

なお、この欄について不明があるときは、この欄があったことを知った日の翌日から起算して30日以内の申渡に対して行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき審査請求をすることができる。

また、この欄について通知したと認めるときは、この欄があったことを知った日から30日以内に請求を相手方として行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき効力の取消しの請求を提起することができる。

注

拒否理由  
(貸金業法第46条第1項第 号第 号)

別紙様式第4号の5 (第4条の3第2項関係)

別紙様式第4号の5(第4条の3第2項関係) (日本国債権法44)

文 書 号  
年 月 日

【債権者又は債権】 債  
【債人によって代表者の氏名】 債

債権(又は)債権 知事

債権者の氏名について

年 月 日付で申渡のあった債権のことについては、下記の欄により通知する。

なお、この欄について不明があるときは、この欄があったことを知った日の翌日から起算して30日以内の申渡に対して行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき審査請求をすることができる。

また、この欄について通知したと認めるときは、この欄があったことを知った日から30日以内に請求を相手方として行政不服審査法(平成23年法律第98号)に基づき効力の取消しの請求を提起することができる。

注

拒否理由  
(貸金業法第46条第1項第 号第 号)









- 1 個人の場合は、役員、監事等のうち1名を筆名とし、法人の場合は、筆名内及び代表取締役並びにその名称の名称を記載する。
- 2 役員は、筆名内役員取締役の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内及び代表取締役並びにその名称の名称を記載する。
- 3 役員は、筆名内役員取締役の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内及び代表取締役並びにその名称の名称を記載する。

氏名	職名	取締役		取締役	
		任期満了日	任期満了日	任期満了日	任期満了日

- 役員上の記載
- 1 「取締役」とは、「取締役会」に、取締役職務の執行、議決及び承認等に関する事項に、取締役個人が単独で専断する権限を有することを明記した条項を記載する。
  - 2 「取締役」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内及び代表取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 3 「役員」とは、筆名内役員取締役の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内及び代表取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 4 「取締役」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内及び代表取締役並びにその名称の名称を記載する。

氏名	職名	職名	職名

- 役員上の記載
- 1 「経営者」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 2 「役員」とは、筆名内役員取締役の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。

名称・業種	株 主		債 権 者		債 権	
	持分額	持分比率	債権額	債権比率	債権額	債権比率

- 役員上の記載
- 1 筆名内役員取締役Aで役員職務の執行に専断して行使される公認業務について記載すること。
  - 2 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 3 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 4 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 5 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	平均債権比率

- 役員上の記載
- 1 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 2 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 3 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 4 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 5 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 6 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 7 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。

氏名	取締役			取締役		
	任期満了日	任期満了日	任期満了日	任期満了日	任期満了日	任期満了日

- 役員上の記載
- 1 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 2 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 3 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。
  - 4 「役員」とは、取締役個人の職務の範囲の範囲内、個人の場合は、筆名内役員取締役並びにその名称の名称を記載する。

- 9) を記載する。
- 8) の資料の取得が困難及び以下の資料の取得が困難について、その理由の経緯を記載する。
- 9) 現在紛争解決機関との関係経緯等の状況

**（添付上の添削）**  
 前記の争争解決機関が存在する場合は、以下が添削事項を指示して、当該争争解決機関の対応状況を、現在紛争解決機関の対応状況と併せて記載するものとする。

- 1) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況
- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関の対応状況を併せて記載すること。事業内容に関する記載事項並びに当該事業内容に関する記載事項を併せて記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

**（添付上の添削）**  
 1) 現在紛争解決機関、目的、期間、内容等、内容を記載すること。

- 2) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 3) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること
- 4) 現在紛争解決機関及び争争解決機関の対応状況を併せて記載すること

（日本経済団体連合会）  
 別紙様式第8号の2（第26条の29の2関係）  
 別紙様式第8号の2（第26条の29の2関係）

**事 業 報 告 書**

申 請 日 年 月 日（日付）

財 務 情 況 表

（単位：百万円）

科目	金額	前年比増減率	注
総資産			
流動資産			
流動負債			
固定資産			
固定負債			
純資産			

（注）

- 1) 流動資産の増減
- 2) 流動負債の増減
- 3) 固定資産の増減
- 4) 固定負債の増減
- 5) 純資産の増減
- 6) 前年比増減率
- 7) 前年比増減率
- 8) 前年比増減率
- 9) 前年比増減率

- 10) 前年比増減率
- 11) 前年比増減率
- 12) 前年比増減率
- 13) 前年比増減率
- 14) 前年比増減率
- 15) 前年比増減率
- 16) 前年比増減率

**（添付上の添削）**

- 1) 前年比増減率
- 2) 前年比増減率
- 3) 前年比増減率
- 4) 前年比増減率
- 5) 前年比増減率

**（添付上の添削）**

- 1) 役員名簿
- 2) 役員名簿
- 3) 役員名簿
- 4) 役員名簿
- 5) 役員名簿

氏名	役職	出生年月日	住所
代表取締役			
取締役			
監査役			

（注）

- 1) 役員名簿
- 2) 役員名簿
- 3) 役員名簿
- 4) 役員名簿
- 5) 役員名簿

（注）







商品取引所及び山形地産物振興協会の振興活動				
学術、文化、芸術又はスポーツの振興若しくは普及				
産業の発達若しくは振興				
児童福祉活動				
地域活性化活動				
高齢者福祉又は子供の福祉を目的とする活動				
国際協力の振興				
青少年の健全な育成の促進若しくは振興				
子どもの健全な育成を目的とする活動				
障がい者の福祉を目的とする活動				
高齢者の福祉を目的とする活動				
障害者の福祉を目的とする活動				
職業者の福祉を目的とする活動				
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助成又は援助の活動				
上記に掲げる活動に関する活動を行う者に対する連絡、助成又は援助の活動				
その他				
合 計		100		100

記載上の注記  
 1. 第1条の2の4第4項の特定多量取引振興費については合計する。  
 2. 振付内容、振付回数等は振興費記載欄(第1条第1項第2号)に記載するものとする。  
 3. 振付内容の振興費の記載は、記載上は必ず、振付内容の記載を必要とする。

20 金利優待貸付内容及び貸付残高

金利率	貸 付 残 高		残 高	構成割合
	件 数	構成割合		
3.0%以下	件	56	57.0%	56
3.0%超 5.0%以下				
5.0%超 7.0%以下				
7.0%超				
合 計		100		100

記載上の注記  
 1. 第1条の2の4第4項の特定多量取引振興費については合計する。  
 2. 金利優待の金利は、(第1条第1項第2号)に記載するものとする。  
 3. 貸付内容及び貸付残高の合計が、貸付内容の振興費の合計と一致するものとする。

21 生活困窮者支援貸付の状況

貸付内容	件 数		残 高
	件 数	残 高	
生活困窮者支援貸付	件	100%	

記載上の注記  
 1. 第1条の2の4第5項の生活困窮者支援貸付については合計する。

22 金利優待貸付内容及び貸付残高

金利率	貸 付 残 高		残 高	構成割合
	件 数	構成割合		
3.0%以下	件	56	57.0%	56
3.0%超 5.0%以下				

記載上の注記  
 1. 第1条の2の4第4項の特定多量取引振興費については合計する。

5.0%超 7.0%以下				
7.0%超				
合 計		100		100

記載上の注記  
 1. 第1条の2の4第5項の生活困窮者支援貸付については合計する。  
 2. 金利優待の金利は、(第1条第1項第2号)に記載するものとする。  
 3. 貸付内容及び貸付残高の合計が、貸付内容の振興費の合計と一致するものとする。

別紙様式第8号の3(関係の29の2関係) (関係の29の2関係)

借 入 内 容  
 借 入 日 期 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日  
 借 入 金 額 ( ) 円  
 借 入 元 金 種 類 ( )  
 借 入 元 金 使 途 ( )  
 (個人にあっては、代表者の氏名)  
 借 入 元 金 使 途 ( )

記載上の注記  
 「借入内容」の記載については、記載を省略することが出来る。

- 目 次
- 1 資金使途の概要
  - 2 役員報酬、董事報酬、監事報酬、役員退職慰労金等
  - 3 関係会社との関係
  - 4 貸付内容及び貸付残高
  - 5 貸付内容及び貸付残高
  - 6 貸付内容及び貸付残高
  - 7 資金使途の状況
  - 8 関係会社
  - 9 関係会社との関係
  - 10 関係会社との関係
  - 11 関係会社との関係
  - 12 関係会社との関係
  - 13 関係会社との関係
  - 14 関係会社との関係
  - 15 関係会社との関係





別紙様式第9号(第26条の32関係)

(日本証券取引法4)  
別紙様式第9号(第26条の32関係) (Form9-1-A) 申込書  
申込書  
申込書  
申込書

申込書  
申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書  
申込書

申込書

別紙様式第10号(第26条の51関係)

(日本証券取引法4)  
別紙様式第10号(第26条の51関係) (Form10-1-A) 申込書  
申込書  
申込書  
申込書

申込書  
申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書  
申込書

申込書

別紙様式第11号(第26条の52関係)

(日本証券取引法4)  
別紙様式第11号(第26条の52関係) (Form11-1-A) 申込書  
申込書  
申込書  
申込書

申込書  
申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書

申込書  
申込書

申込書

申込書  
申込書

申込書

申込書  
申込書

申込書

別紙様式第12号(第26条の52関係)

(日本企業番号 A 4)

別紙様式第12号(第26条の52関係) (Form No. 12-1, 2019年4月1日現在)

年 月 日

金融庁 官 庁  
 関係先 社 名  
 関係先 業 種

注記: 関係先住所は別紙様式第12号(第26条の52関係)の欄1「住所1号」及び欄3「住所名」号まで記入してください。  
 注記上の住所: 関係先住所に対しては、田んぼ及び宅地、田舎を記載する欄に該当する欄に該当する欄で特記することとなります。

別紙様式第13号(第26条の54関係)

(日本企業番号 A 4)

別紙様式第13号(第26条の54関係) (Form No. 13-1, 2019年4月1日現在)

年 月 日

金融庁 官 庁  
 関係先 社 名  
 関係先 業 種

注記: 別紙様式第13号(第26条の54関係)の欄4「住所1号」及び欄5「住所名」号まで記入してください。  
 注記上の住所: 関係先住所に対しては、田んぼ及び宅地、田舎を記載する欄に該当する欄に該当する欄で特記することとなります。

関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所

別紙様式第14号(第26条の55関係)

(日本企業番号 A 4)

別紙様式第14号(第26条の55関係) (Form No. 14-1, 2019年4月1日現在)

年 月 日

金融庁 官 庁  
 関係先 社 名  
 関係先 業 種

注記: 別紙様式第14号(第26条の55関係)の欄1「住所1号」及び欄2「住所名」号まで記入してください。  
 注記上の住所: 関係先住所に対しては、田んぼ及び宅地、田舎を記載する欄に該当する欄に該当する欄で特記することとなります。

関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所	関係先住所

別紙様式第14号(第26条の55関係)の欄1「住所1号」及び欄2「住所名」号まで記入してください。  
 注記上の住所: 関係先住所に対しては、田んぼ及び宅地、田舎を記載する欄に該当する欄に該当する欄で特記することとなります。

別紙様式第15号(第26条の60関係)

(日本商標振興会 4)

別紙様式第15号(商標権の行使) (特許庁特許・商標、特許庁特許・特許庁特許・特許庁特許)

発行者 年月日

商標 商標 商標 商標

この申請により、商標法第15条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日

1. 商標の種類は、記入してください。

2. 「商標の種類」及び「商標の種類」については、商標法第15条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

3. 「商標の種類」については、商標法第15条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

別紙様式第16号(第26条の63関係)

(日本商標振興会 4)

別紙様式第16号(商標権の行使) (特許庁特許・商標、特許庁特許・特許庁特許・特許庁特許)

発行者 年月日

商標 商標 商標 商標

この申請により、商標法第16条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日

1. 商標の種類は、記入してください。

2. 「商標の種類」及び「商標の種類」については、商標法第16条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

3. 「商標の種類」については、商標法第16条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

別紙様式第17号(第26条の71関係)

(日本商標振興会 4)

別紙様式第17号(商標権の行使) (特許庁特許・商標、特許庁特許・特許庁特許・特許庁特許)

発行者 年月日

商標 商標 商標 商標

この申請により、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日
商標の種類	商標の種類	商標の種類	年月日

1. 商標の種類は、記入してください。

2. 「商標の種類」及び「商標の種類」については、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

3. 「商標の種類」については、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請します。

この申請は、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請することです。

1. 「商標の種類」及び「商標の種類」については、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請することです。

2. 「商標の種類」については、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請することです。

3. 「商標の種類」については、商標法第17条の第1項に基づき「商標権の行使」を申請することです。





3 関係会社の状況					
名称	住所	業種 区分 (5桁5桁)	主要な 内容 (5桁5桁)	関係会社間取引 の種別 (1桁)	関係 内容

4 個人信用保証状況

(1) 貸付の総額

種別	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
融資方式貸付			
証券貸付			
貸付保証			
合 計			

(2) 貸付の総額

1 従業員個人向け融資の状況

2 個人事業主向け貸付について記載する。

5 担保・保証状況

担保種別	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
保証無し			
保証付き			
合計			

6 担保の種類

担保の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
保証無し			
保証付き			
合 計			

7 担保の種類

担保の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
保証無し			
保証付き			
合 計			

8 担保の種類

担保の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
保証無し			
保証付き			
合 計			

9 貸付の種類

貸付の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
融資方式貸付			
証券貸付			
貸付保証			
合 計			

10 貸付の種類

貸付の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
融資方式貸付			
証券貸付			
貸付保証			
合 計			

11 貸付の種類

貸付の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
融資方式貸付			
証券貸付			
貸付保証			
合 計			

12 貸付の種類

貸付の種類	件数 (千件)	人数 (千人)	貸付総額 (百万円)
融資方式貸付			
証券貸付			
貸付保証			
合 計			





- 記載上の注意)
- 1 「総括」には、当該帳簿簿籍を管理した貸金業等債権回収の簿籍をそれぞれ記載すること。
  - 2 「総括」には、紛争解決手続への移行をいふ。
  - 3 当該帳簿簿籍（不正請求及び債権を指す）の得意証憑等（当該の帳簿簿籍）

(単位：件)		(単位：件)	
所管期間	件数	手続実施方法	件数
1. 1年未満		調 査	
1. 1年以上～3. 1月未満		審 判	
3. 1月以上～6. 1月未満		電子メール	
6. 1月以上		ファンクシタリ	
計		文書を送付	
		その他	

- ⑤ 紛争解決手続の実施状況
- ア 紛争解決手続の存在件数 (当該の帳簿)

(単位：件)			
受付事由	既 済	未 済	計
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

- 記載上の注意)
- 「受付」には、当該の受付け付いた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。
- イ 紛争解決手続の審判請求の件数 (当該の帳簿簿籍)

(単位：件)			
請求の種類の別			
請求の種類	件数	既 済	未 済
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

(単位：件)			
請求の種類の別			
請求の種類	件数	既 済	未 済
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

(単位：件)			
請求の種類の別			
請求の種類	件数	既 済	未 済
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

(単位：人)			
紛争解決手続の審判請求を提出した人員			
職名	人数	既 済	未 済
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

- 記載上の注意)
- 1 「総括」には、当該帳簿簿籍を管理した貸金業等債権回収の簿籍をそれぞれ記載すること。
  - 2 紛争解決手続の審判請求を提出した人員を記載すること。
  - 3 債務の紛争解決手続を提出した債権者は、その職名ごとに記載すること。

(単位：件)		(単位：件)		(単位：件)	
所管期間	件数	所管期間	件数	手続実施方法	件数
1. 1年未満		1. 年		調 査	
1. 1年以上～3. 1月未満		3. 月		審 判	
3. 1月以上		6. 月		電子メール	
計		12. 月		ファンクシタリ	
				文書を送付	
				その他	

(単位：件)		(単位：件)		(単位：件)	
所管期間	件数	所管期間	件数	手続実施方法	件数
1. 1年未満		1. 年		調 査	
1. 1年以上～3. 1月未満		3. 月		審 判	
3. 1月以上		6. 月		電子メール	
計		12. 月		ファンクシタリ	
				文書を送付	
				その他	

- 記載上の注意)
- 「総括」には、当該の帳簿簿籍を管理した貸金業等債権回収の簿籍をそれぞれ記載すること。
- ⑥ 紛争解決手続の審判請求の件数 (当該の帳簿)

(単位：件)			
請求の種類	件数	既 済	未 済
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

- ⑦ 紛争解決手続の審判請求に関する債権の内容及び内訳 (当該の帳簿)

(単位：件)			
請求の種類	件数	既 済	未 済
債権の請求			
債権の請求			
債権の請求			
計			

の	職			
卸				

18

【取組上の取組】  
 買付の買付数量のことと懸念した上、当該買付上の買付数量を記載すること。  
 買付数量が買付数量の総額の算出に必要となる

19

【取組上の取組】  
 買付数量が買付数量の総額の算出に必要となる

20

【取組上の取組】  
 買付数量が買付数量の総額の算出に必要となる

買付数量が買付数量の総額の算出に必要となる